

附属書一（第二章（物品の貿易）関係） 第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表

第一編 一般的注釈

- 1 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。
- 2 この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 3 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 4 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
 - (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
 - (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5 この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

第三編

第一節 日本国の表についての注釈

1 第二・四条(物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ)の規定の適用に当たっては、次節(日本国の表)の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b) 表の4欄に「A*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、表の5欄の注釈に定める条件に従う。当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(c) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(e) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(f) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(g) 表の4欄に「B7*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。

- (h) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (i) 表の4欄に「B10*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、六年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (j) 表の4欄に「B10**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの九回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、三年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (k) 表の4欄に「B10***」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。
- (1) 表の4欄に「B10****」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の四月一日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃し、無税とする。

(m) 表の4欄に「B10S」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(n) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(o) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って削減する。

(p) 表の4欄に「PS」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年におい

て、両締約国による見直しの対象となる。

(q) 表の4欄に「PS*」又は「PS**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(r) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(s) 表の4欄に「QS」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従うものとし、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(t) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、この協定の効力発生の後五年目の年に両締約国が交渉

する。

(u) 表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(v) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(1)から(56)までに規定する条件は、表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

- (1) 関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき三万六百元とする。
- (2) 関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき五万千円とする。
- (3) 関税率については、次のとおりとする。
 - (a) 一年目については、三十二・五パーセント

- (b) 二年目については、三十一・五パーセント
- (c) 三年目については、三十・五パーセント
- (d) 四年目については、二十九・九パーセント
- (e) 五年目については、二十九・三パーセント
- (f) 六年目については、二十八・八パーセント
- (g) 七年目については、二十八・二パーセント
- (h) 八年目については、二十七・六パーセント
- (i) 九年目については、二十七パーセント
- (j) 十年目については、二十六・四パーセント
- (k) 十一年目については、二十五・八パーセント
- (l) 十二年目については、二十五・三パーセント
- (m) 十三年目については、二十四・七パーセント
- (n) 十四年目については、二十四・一パーセント

- (o) 十五年目及びそれ以降の各年については、二十三・五パーセント
- (4) 関税率については、次のとおりとする。
 - (a) 一年目については、三十・五パーセント
 - (b) 二年目については、二十八・五パーセント
 - (c) 三年目については、二十七・五パーセント
 - (d) 四年目については、二十七・二パーセント
 - (e) 五年目については、二十六・九パーセント
 - (f) 六年目については、二十六・七パーセント
 - (g) 七年目については、二十六・四パーセント
 - (h) 八年目については、二十六・一パーセント
 - (i) 九年目については、二十五・八パーセント
 - (j) 十年目については、二十五・六パーセント
 - (k) 十一年目については、二十五・三パーセント

- (l) 十二年目については、二十五パーセント
- (m) 十三年目については、二十四・一パーセント
- (n) 十四年目については、二十三・二パーセント
- (o) 十五年目については、二十二・三パーセント
- (p) 十六年目については、二十一・三パーセント
- (q) 十七年目については、二十・四パーセント
- (r) 十八年目及びそれ以降の各年については、十九・五パーセント
- (5) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。
- (6) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。
- (7) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。
- (8) 関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。
- (9) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

- (10) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (11) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十三・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (12) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (13) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき十三円二十銭から一キログラムにつき十一円八十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (14) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき八円五十銭から一キログラムにつき三円七十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (15) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (16) 調整金以外の関税の率については、この協定の効力発生の日に撤廃する。調整金に関する規則（係数

及びその修正の過程に関するものを含む。)については、手続規則において定めるものとする。

- (17) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二十三・八パーセントとする。
- (18) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十九パーセントとする。
- (19) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十パーセントから八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (20) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十七パーセントとする。
- (21) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四・一パーセントとする。
- (22) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき三十円から一キログラムにつき二十四円までの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (23) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (24) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八・一パーセントとする。
- (25) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十八パーセントから十パーセントまでの六

回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(26) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(27) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(28) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三パーセントから十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(29) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三・四パーセントから十二・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(30) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(31) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

- (32) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十七パーセントから八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (33) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十六・八パーセントから十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (34) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき三十頭とする。
- (ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる一頭につき三百四十万円から一頭につき百七十万円までの八回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b) 表の5欄に「(34)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(35)
(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、五千六百トン
- (B) 二年目については、七千二百八十トン
- (C) 三年目については、八千九百六十トン
- (D) 四年目については、一万六百四十トン
- (E) 五年目については、一万二千三百二十トン
- (F) 六年目及びそれ以降の各年については、一万四千トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭以下のものについては、一キログラムにつき三百六十一円とする。

(B) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭を超え、四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額以下のものにつ

いては、一キログラムにつき四百一円六十五銭と課税価格との差額とする。

(C) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(D) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。

(E) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(F) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(G) 表の2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、四・三パーセ

ントとする。

(H) 表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。

(I) 表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(J) 表の2欄に五個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、十六パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(35)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(c) この(35)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(36) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、一万七千トン
- (B) 二年目については、一万七千四百トン
- (C) 三年目については、一万七千八百トン
- (D) 四年目については、一万八千二百トン
- (E) 五年目については、一万八千六百トン
- (F) 六年目については、一万九千トン
- (G) 七年目については、一万九千四百トン
- (H) 八年目については、一万九千八百トン

- (I) 九年目については、二万二百トン
 - (J) 十年目については、二万六百トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二万千トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。
 - (B) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。
 - (C) 表の2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、十二・七パーセントとする。
 - (D) 表の2欄に四個の星印(****)を付した品目に分類される原産品については、一キログラムにつき九十六円九十銭とする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書

に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(36)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産

品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(37) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、四十トン
- (B) 二年目については、五十六トン
- (C) 三年目については、七十二トン
- (D) 四年目については、八十八トン
- (E) 五年目については、百四トン
- (F) 六年目については、百二十トン
- (G) 七年目については、百三十六トン
- (H) 八年目については、百五十二トン

- (I) 九年目については、百六十八トン
 - (J) 十年目については、百八十四トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。
 - (B) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。
 - (C) 表の2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。
 - (D) 表の2欄に四個の星印(****)を付した品目に分類される原産品については、八・五パーセントとする。
 - (E) 表の2欄に五個の星印(*****)を付した品目に分類される原産品については、十九・一

パーセントとする。

(F) 表の2欄に六個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(37)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(38) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A) 一年目については、百トン

(B) 二年目については、百十トン

(C) 三年目については、百二十トン

(D) 四年目については、百三十トン

- (E) 五年目については、百四十トン
 - (F) 六年目については、百五十トン
 - (G) 七年目については、百六十トン
 - (H) 八年目については、百七十トン
 - (I) 九年目については、百八十トン
 - (J) 十年目については、百九十トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十六・三パーセントから十三・二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - (B) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な

引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(38)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(39) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、四千トン
- (B) 二年目については、五千トン
- (C) 三年目については、五千八百トン
- (D) 四年目については、六千六百トン
- (E) 五年目については、七千四百トン

- (F) 六年目については、八千二百トン
- (G) 七年目については、八千九百トン
- (H) 八年目については、九千七百トン
- (I) 九年目については、一万五百トン
- (J) 十年目については、一万千三百トン
- (K) 十一年目については、一万二千百トン
- (L) 十二年目については、一万二千九百トン
- (M) 十三年目については、一万三千七百トン
- (N) 十四年目については、一万四千五百トン
- (O) 十五年目については、一万五千三百トン
- (P) 十六年目については、一万六千百トン
- (Q) 十七年目については、一万六千八百トン
- (R) 十八年目については、一万七千六百トン

- (S) 十九年目については、一万八千四百トン
 - (T) 二十年目については、一万九千二百トン
 - (U) 二十一年目及びそれ以降の各年については、二万トン
 - (ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、プロセスチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
 - (b) 表の5欄に「(39)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (40)
(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、二百トン
- (B) 二年目については、二百八十トン
- (C) 三年目については、三百六十トン
- (D) 四年目については、四百四十トン
- (E) 五年目については、五百二十トン
- (F) 六年目については、六百トン
- (G) 七年目については、六百八十トン
- (H) 八年目については、七百六十トン
- (I) 九年目については、八百四十トン
- (J) 十年目については、九百二十トン
- (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、千トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から二十五・一パーセントとする。この枠内税率は、二年

目の初日から行われる二十五・一パーセントから十三・二パーセントまでの十回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(40)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(41) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、五十トン
- (B) 二年目については、五十五トン
- (C) 三年目については、六十トン
- (D) 四年目については、六十五トン

- (E) 五年目については、七十トン
 - (F) 六年目については、七十五トン
 - (G) 七年目については、八十トン
 - (H) 八年目については、八十五トン
 - (I) 九年目については、九十トン
 - (J) 十年目については、九十五トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、百トン
 - (ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントまでの十
一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行
う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約
国がこれを行う。
- (b) 表の5欄に「(41)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産

品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(42)
(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、千トン
- (B) 二年目については、千四百トン
- (C) 三年目については、千八百トン
- (D) 四年目については、二千二百トン
- (E) 五年目については、二千六百トン
- (F) 六年目については、三千トン
- (G) 七年目については、三千四百トン
- (H) 八年目については、三千八百トン
- (I) 九年目については、四千二百トン
- (J) 十年目については、四千六百トン

- (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、五千トン
- (ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレットチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b) 表の5欄に「(42)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (43) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 一年目については、八十トン

- (B) 二年目については、八十八トン
 - (C) 三年目については、九十六トン
 - (D) 四年目については、百四トン
 - (E) 五年目については、百十二トン
 - (F) 六年目については、百二十トン
 - (G) 七年目については、百二十八トン
 - (H) 八年目については、百三十六トン
 - (I) 九年目については、百四十四トン
 - (J) 十年目については、百五十二トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、百六十トン
- (ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書

に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の5欄に「(43)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(44) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、八千六百トン
- (B) 二年目については、一万六千三百四十トン
- (C) 三年目については、二万四千八十トン
- (D) 四年目については、三万千八百二十トン
- (E) 五年目については、三万九千五百六十トン
- (F) 六年目については、四万七千三百トン
- (G) 七年目については、五万五千四十トン
- (H) 八年目については、六万二千七百八十トン

- (I) 九年目については、七万五百二十トン
 - (J) 十年目については、七万八千二百六十トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、八万六千トン
 - (ii) 枠内税率は、無税とする。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
 - (b) 表の5欄に「(44)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (45) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (A) 一年目については、千百トン
 - (B) 二年目については、千四百二十トン

- (C) 三年目については、千七百四十トン
 - (D) 四年目については、二千六十トン
 - (E) 五年目については、二千三百八十トン
 - (F) 六年目及びそれ以降の各年については、二千七百トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。
 - (B) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 表の5欄に「(45)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(46)
(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、五千三百トン
- (B) 二年目については、五千六百トン
- (C) 三年目については、五千九百トン
- (D) 四年目については、六千二百トン
- (E) 五年目については、六千五百トン
- (F) 六年目については、六千八百トン
- (G) 七年目については、七千百トン
- (H) 八年目については、七千四百トン
- (I) 九年目については、七千七百トン
- (J) 十年目については、八千トン
- (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、八千三百トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。

(B) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、二十パーセントとする。

(C) 表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。

(D) 表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品については、三十六パーセントとする。

(E) 表の2欄に五個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、三十・六パーセントとする。

(F) 表の2欄に六個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。

- (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 表の5欄に「(46)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (47) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき百トンとする。
 - (ii) 枠内税率は、二十パーセントとする。
 - (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
 - (b) 表の5欄に「(47)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (48) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A) 一年目については、千トン
- (B) 二年目については、千二百トン
- (C) 三年目については、千四百トン
- (D) 四年目については、千六百トン
- (E) 五年目については、千八百トン
- (F) 六年目については、二千トン
- (G) 七年目については、二千二百トン
- (H) 八年目については、二千四百トン
- (I) 九年目については、二千六百トン
- (J) 十年目については、二千八百トン
- (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、三千トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特

定する粉乳で、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレート製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(48)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(49) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき千三百トンとする。

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、十二・八パーセントとする。

- (B) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、十四・九パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とする。
- (C) 表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 表の5欄に「(49)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (50) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき千六百トンとする。
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発

生の日から十一・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十一・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(B) 表の2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十七パーセント（その率が一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）とし、この枠内税率は、二年目の初日から行われる十七パーセント又は一キログラムにつき十一円五十銭の従量税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(C) 表の2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から九・五パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる九・五パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(D) 表の2欄に四個の星印（****）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から十四・九パーセントとする。この枠内税率は、二年目の初日から行われる十四・九パーセントから無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 表の5欄に「(50)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (51)
- (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
 - (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (A) 一年目については、百八十トン
 - (B) 二年目については、三百六十二トン
 - (C) 三年目については、五百四十四トン
 - (D) 四年目については、七百二十六トン
 - (E) 五年目については、九百八トン
 - (F) 六年目については、千九十トン
 - (G) 七年目については、千二百七十二トン

- (H) 八年目については、千四百五十四トン
 - (I) 九年目については、千六百三十六トン
 - (J) 十年目については、千八百十八トン
 - (K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二千トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一パーセントから十・五パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - (B) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - (C) 表の2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十・七パーセントまでの十一回の毎年均等な

引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(51)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(52) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき一万四千トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(52)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産

品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(53) 関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。

(a) この協定の効力発生の日から十三・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十八円六十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b) 二年目の四月一日から十一・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十円二十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c) 三年目の四月一日から九・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十一円八十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d) 四年目の四月一日から七・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三円五十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(e) 五年目の四月一日から五・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二十五円十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

- (f) 六年目の四月一日から三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六円七十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (g) 七年目の四月一日から一・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき八円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (h) 八年目の四月一日から無税
- (54) 関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。
- (a) この協定の効力発生の日から十三・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六十円九十一銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (b) 二年目の四月一日から十二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十四円八十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
 - (c) 三年目の四月一日から十・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高

- いとき又は一リットルにつき四十八円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d) 四年目の四月一日から九・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき四十二円六十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (e) 五年目の四月一日から八・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき三十六円五十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (f) 六年目の四月一日から六・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき三十円四十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (g) 七年目の四月一日から五・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき二十四円三十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (h) 八年目の四月一日から四・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき十八円二十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (i) 九年目の四月一日から二・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは又は一リットルにつき十二円十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

- (j) 十年目の四月一日から一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六円九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
- (k) 十一年目の四月一日から無税
- (55) 表の5欄に「(55)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。
- (56) 表の5欄に「(56)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。
- 3 (a) 一方の締約国は、第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定に従い、次の場合にのみ、特別セーフガード措置をとることができる。
 - (i) 表の4欄に「P S*」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合
 - (A) 一年目については、十三万トン
 - (B) 二年目については、十三万七千七百トン

- (C) 三年目については、十三万三千三百トン
 - (D) 四年目については、十三万五千トン
 - (E) 五年目については、十三万六千七百トン
 - (F) 六年目については、十三万八千三百トン
 - (G) 七年目については、十四万トン
 - (H) 八年目については、十四万千七百トン
 - (I) 九年目については、十四万三千三百トン
 - (J) 十年目については、十四万五千トン
- (ii) 表の4欄に「P S * *」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合
- (A) 一年目については、十九万五千トン
 - (B) 二年目については、十九万六千七百トン
 - (C) 三年目については、十九万八千三百トン

- (D) 四年目については、二十万トン
 - (E) 五年目については、二十万千七百トン
 - (F) 六年目については、二十万三千三百トン
 - (G) 七年目については、二十万五千トン
 - (H) 八年目については、二十万六千七百トン
 - (I) 九年目については、二十万八千三百トン
 - (J) 十年目については、二十一万トン
- (b) 表の4欄に「PS*」又は「PS**」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量の合計がそれぞれの発動水準（3(a)(i)及び(ii)に規定する水準をいう。以下この附属書において同じ。）を超えた場合には、特別セーフガード措置をとる締約国は、輸入数量の合計が発動水準を超えた月の翌々月の初日に、第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）2の規定に従い関係する関税率を引き上げることができる。
- (c) 特別セーフガード措置をとる締約国は、表の4欄に「PS*」又は「PS**」を掲げた品目に分類

される原産品の輸入数量について、発動水準を超えた時と当該特別セーフガード措置を実際にとった時との間の輸入数量又は輸入数量が二月一日から三月三十一日までの間に発動水準を超えた場合にはその年の三月三十一日までに発動水準を超えた分の輸入数量を、翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(d) (a)の規定の適用上、特別セーフガード措置がとられる前に締結された契約に基づいて輸送の途中にある原産品は、当該特別セーフガード措置の適用を免除される。この場合において、当該原産品の輸入数量の合計を翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の四月の輸入数量の合計に含めることができる。

(e) 第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）5の規定に従って行う見直しに関し、両締約国は、この協定の効力発生から十年目の年に、十年目の年の後に適用する発動水準について交渉する。両締約国間の合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十年目の年の発動水準を適用する。

(f) 第二・十八条（物品の貿易―特定の農産品に関する特別セーフガード措置）の規定の適用上、一年目が十二箇月未満の場合には、(a)に規定する一年目の輸入数量の合計は、一年目の残余の完全な月数に比

例する数量に減ずる。この(f)の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

(g) 表の4欄に「PS*」又は「PS**」を掲げた品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

4 第一編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・一一号、第〇二〇三・一二号、第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二一号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であつて、2⁽³⁵⁾又は次節(日本国の表)の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

5 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・

五は、一・〇とする。）。

6 表の4欄に「Q」又は「QS」を掲げた品目に分類される原産品の関税割当ての実施に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類 〇一・〇一 〇一〇一・二二	動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びびニー（生きているものに限る。） 馬 純粋種の繁殖用のもの サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの		A	

第二類	<p>○一・〇六</p> <p>○一・〇五</p> <p>○一・〇四</p> <p>○一〇三・九二</p> <p>○一〇三・九一</p> <p>○一〇三・一〇</p> <p>○一・〇三</p> <p>○一〇二・三九</p> <p>○一〇二・九〇</p>
肉及び食用のくず肉	<p>豚（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム未満のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム以上のもの</p> <p>羊及びやぎ（生きているものに限る。）</p> <p>家きん（鶏（ガルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）</p> <p>その他の動物（生きているものに限る。）</p>
	<p>三、七五〇円</p> <p>一頭につき六</p> <p>八、二五〇円</p> <p>一頭につき三</p>
	<p>A A A X X A P S P S A A A</p>
	<p>(2) (1)</p>

〇二〇三・二二	〇二〇三・二一	〇二〇三・一九	〇二〇三・一二	〇二〇三・一一	〇二〇三・〇三	〇二〇三・〇二	〇二〇三・〇一
その他のもの*	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの*	その他のもの いのししのもの その他のもの*	その他のもの* 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの*	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛の肉（冷凍したものに限る。）

Q A	Q A	Q A	Q A	Q A	三八・五%	三八・五%
					P S *	P S *
(35)	(35)	(35)	(35)	(35)	(4)	(3)

○二〇三・二九	その他のもの
	いのししのもの
	その他のもの**
○二一・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二一・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	ほほ肉及び頭肉**
	その他のもの
	臓器及び舌*
	その他のもの***
○二〇六・二二	牛のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇六・二二	舌*
○二〇六・二二	肝臓*
○二〇六・二九	その他のもの
	ほほ肉及び頭肉**
	その他のもの
	臓器*
	その他のもの***

Q S	Q S	Q S	Q S	Q S	Q S	Q S	A	A	Q	A
(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)			(35)	

〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	いのししのもの
	その他のもの
〇二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）
	肝臓
	いのししのもの
	その他のもの
〇二〇六・四九	その他のもの
	いのししのもの
	その他のもの
	臓器**
	その他のもの
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）
〇二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）*
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）*
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

Q Q A A X Q A R A R A

(37) (37) (35)

〇二〇七・一四	〇二〇七・二四	〇二〇七・二五	〇二〇七・二六	〇二〇七・二七	〇二〇七・四一	〇二〇七・四二	〇二〇七・四三	〇二〇七・四四	〇二〇七・四五	〇二〇七・五一
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

骨付きのもの**
 その他のもの*
 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）
 肝臓
 その他のもの
 骨付きのもの***
 その他のもの***
 七面鳥のもの
 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
 分割してないもの（冷凍したものに限る。）
 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）
 あひるのもの
 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
 分割してないもの（冷凍したものに限る。）
 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
 その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
 その他のもの（冷凍したものに限る。）
 がちょうのもの
 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

A	A	B 7	A	A	A	A	A	A	A	A	Q	Q	A	Q	Q
---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(37) (37) (37) (37)

〇二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A
〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
〇二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
〇二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A
〇二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	A
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
〇二・〇九	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A
〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
〇二二〇・一一	豚の肉	
〇二二〇・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X
〇二二〇・一九	ばら肉及びこれを分割したもの	X
〇二二〇・二〇	その他のもの	X
〇二二〇・九一	牛の肉***	Q S
〇二二〇・九二	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	A
	霊長類のもの	A
	くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚 ^き 下目のもの	
	くじら目のもの及び海牛目のもの	B 5

<p>○二一〇・九三 ○二一〇・九九</p>	<p>その他のもの 爬虫類（蛇及び亀を含む。）のもの その他のもの 豚のもの 牛のもの*** その他のもの</p>	<p>A A A Q S R</p>	<p>(36)</p>
<p>第三類 ○三・〇一 ○三〇一・一一 ○三〇一・一九 ○三〇一・九一 ○三〇一・九二 ○三〇一・九三</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 淡水魚 その他のもの その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚 その他のもの こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴド</p>	<p>三・五% B 5 A A A A A</p>	

<p>○三〇一・九四 ○三〇一・九五 ○三〇一・九九</p>	<p>ン・イデルルス、ミュロフアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの) くろまぐろ (トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス) みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ) その他のもの 養魚用の稚魚 その他のもの</p>	<p>A A A A</p>
<p>○三・〇二</p>	<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの) その他のもの</p>	<p>A X</p>
<p>○三〇二・一一</p>	<p>魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) さけ科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)</p>	<p>三・五%</p>
<p>○三〇二・一三</p>	<p>ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ</p>	<p>B 10</p>

○三〇二・一四	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)		
○三〇二・一九	ぎんざけ (オンコルヒュンクス・キストク)		
	その他のもの		
	大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	三・五%	B 10 *
	その他のもの	R	R
	ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇二・二二	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロ		
○三〇二・二三	スス及びヒポグロソス・ステノレピス)		
○三〇二・二四	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)		
○三〇二・二九	ソール (ソレア属のもの)		
	ターボット (プセタ・マクシマ)		
	その他のもの		
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス)		
	(肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇二・三二	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)		
○三〇二・三三	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)		
○三〇二・三三	かつお	A	A
		R	R
		A	A
		A	A
		A	A
		A	A

○三〇二・三四	めばちまぐる (トウヌス・オベスス)
○三〇二・三五	くろまぐる (トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)
	くろまぐる (トウヌス・テイヌス)
	くろまぐる (トウヌス・オリエンタリス)
○三〇二・三六	みなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)
○三〇二・三九	その他のもの
	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エン グラウリス属のもの)、いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカ ルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・ スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あ じ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキユセントロン・カナドウム) 及びめかじき (クスイフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらを除く。)
○三〇二・四一	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)
○三〇二・四二	かたくちいわし (エンングラウリス属のもの)
○三〇二・四三	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ ノプス属又はサルディネルラ属のもの)
	サルディノプス属のもの
	その他のもの
○三〇二・四四	さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ ル・ヤポニクス)

X	A	P	X	X	A	B	A	R	R
		一〇%				三・五%			
						10			
						*			
						*			

(5)

○三〇二・四五	あじ(トラクルス属のもの)	
○三〇二・四六	すぎ(ラキケントロン・カナドウム)	
○三〇二・四七	めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)	
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇二・五一	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	
○三〇二・五二	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	
○三〇二・五三	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	
○三〇二・五四	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	
	メルルシウス属のもの	
	ウロフュキス属のもの	
○三〇二・五五	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	
○三〇二・五六	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	
○三〇二・五九	その他のもの	
	たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	
	その他のもの	
	テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・	
		三・五%
	A X	B 10*
	A	A X
	X A X	
	A A X	

○三〇二・七一
○三〇二・七二
○三〇二・七三
○三〇二・七四
○三〇二・七九
○三〇二・八一
○三〇二・八二
○三〇二・八三
○三〇二・八四
○三〇二・八五
○三〇二・八九

ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)

テイラピア(オレオクロミス属のもの)

なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの)

うなぎ(アングイルラ属のもの)

その他のもの

その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)

さめ

えい(がんぎえい科のもの)

めろ(デイソステイクス属のもの)

シーバス(デイケントラルクス属のもの)

たい(たい科のもの)

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

X	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○三〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニユプテルス属のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>かじき（まかじき科のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>肝臓、卵及びしらこ</p> <p>にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>にしん（クルペア属のもの）の卵</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>その他のもの</p>	三・五%	A B 10 *
○三・〇三	<p>魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>	三・五%	A X A
○三〇三・一一	<p>さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p> <p>べにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）</p>	R	
○三〇三・一二	<p>その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）</p> <p>ぎんぎけ（オンコルヒュンクス・キストク）</p>	三・五%	B 10

○三〇三・一三	○三〇三・一四	○三〇三・一九	○三〇三・二二	○三〇三・二三	○三〇三・二四	○三〇三・二五	○三〇三・二六	○三〇三・二九	
その他のもの									
<p>大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)</p> <p>ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</p> <p>その他のもの</p> <p>テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アング イルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属 のもの) (肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>テイラピア (オレオクロミス属のもの)</p> <p>なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)</p> <p>こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴド ン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス 属又はキルリヌス属のもの)</p> <p>うなぎ (アングイルラ属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、</p>									
三・五%									
A	A	A	A	A	A			R	
								B	R
								10	

○三〇三・三二	スコファタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。
○三〇三・三三	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロロス・ヒポグロ
○三〇三・三四	スス及びヒポグロロス・ステノレピス）
○三〇三・三三	プレイス（ブレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇三・三二	ソール（ソレア属のもの）
○三〇三・三四	ターボット（プセタ・マクシマ）
○三〇三・三九	その他のもの
○三〇三・四一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）
○三〇三・四二	（肝臓、卵及びしらを除く。）
○三〇三・四二	びんながまぐろ（トウヌス・アラランガ）
○三〇三・四三	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）
○三〇三・四三	かつお
○三〇三・四四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）
○三〇三・四五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）
○三〇三・四六	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）
○三〇三・四九	くろまぐろ（トウヌス・オリエンタリス）
○三〇三・四九	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）
○三〇三・四九	その他のもの
○三〇三・四九	にしん（タルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ）、いわし（スプラトウ
○三〇三・四九	ス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディ

三・五%

A B 10 * *
A R R A A R A A A A

○三〇三・六一	○三〇三・五三	○三〇三・五五	○三〇三・五六	○三〇三・五七	○三〇三・六三	○三〇三・六四	○三〇三・六五	○三〇三・六六
<p>ネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラデイウス) (肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</p> <p>いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)</p> <p>サルディノプス属のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)</p> <p>あじ(トラクルス属のもの)</p> <p>すぎ(ラキケントロン・カナドウム)</p> <p>めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)</p> <p>さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p> <p>ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)</p> <p>コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)</p> <p>ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)</p>								
			三・五%			一〇%		
A	A	X	P	A	X	X	A	P
(6)						(5)		

○三〇三・六八	○三〇三・六九	○三〇三・七一	○三〇三・七二	○三〇三・七三	○三〇三・七四	○三〇三・七五	○三〇三・七六	○三〇三・七七
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

メルルシウス属のもの	ウロフユキス属のもの	すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)	ブルーホワイティング (ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	その他のもの	たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)	その他のもの	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)	さめ	えい (がんぎえい科のもの)	めろ (デイソステイクス属のもの)	シーバス (デイケントラルクス属のもの)	その他のもの	にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	その他のもの	バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニユプテルス属のもの)、たい (たい科のもの) 及びししやも
------------	------------	-----------------------	---	--------	----------------------	--------	----------------------	----	----------------	-------------------	----------------------	--------	---	--------	--

A	X	A	A	A	A	A	X	A	X	A	X
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○三〇三・九〇	<p>その他のもの かじき(まかじき科のもの) その他のもの</p>
肝臓、卵及びしらこ	<p>たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵 その他のもの</p>
○三・〇四	<p>魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)</p>
○三〇四・三一	<p>魚のフィレ(テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファアリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)</p>
○三〇四・三二	<p>テイラピア(オレオクロミス属のもの)</p>
○三〇四・三三	<p>なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)</p>
○三〇四・三九	<p>ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)</p>
○三〇四・四一	<p>その他のもの その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。) 太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ</p>

A A A A

A X A R

○三〇四・四二	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	A
○三〇四・四三	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	A
○三〇四・四四	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	A
○三〇四・四五 ○三〇四・四六 ○三〇四・四九	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) その他のもの めかじき(クスイフィアス・グラデイウス) める(デイソステイクス属のもの) その他のもの にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの) その他のもの	A A A X
	その他のもの	X

○三〇四・五一	<p>くろまぐろ (トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</p> <p>みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</p> <p>ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	三・五%	A B 10 * *
○三〇四・五二	さけ科のもの	A	A
○三〇四・五三	<p>さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</p> <p>たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	A	X
○三〇四・五四	その他のもの	A	A
○三〇四・五五	めかじき (クスイフィアス・グラディウス)	A	A
○三〇四・五九	<p>その他のもの</p> <p>にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリ</p>	A	A

○三〇四・六一
 ○三〇四・六二
 ○三〇四・六三
 ○三〇四・六九

ス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)、たい(たい科のもの)及びさめ

その他のもの

くろまぐろ(トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

魚のフィレ(テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(冷凍したものに限る。)

テイラピア(オレオクロミス属のもの)

なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)

その他のもの

魚のフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら

A A A A

A R

A

X

○三〇四・七一
○三〇四・七二
○三〇四・七三
○三〇四・七四
○三〇四・七五
○三〇四・七九
○三〇四・八一
○三〇四・八二
○三〇四・八三

科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（冷凍したものに限る。）

コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

ハドック（メラノグララムス・アイグレフィヌス）

コールフィツシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

メルルシウス属のもの

ウロフュキス属のもの

すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）

その他のもの

たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）

その他のもの

その他の魚のファイル（冷凍したものに限る。）

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ

ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュ

ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ

ルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ

ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ

ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした

A	A	A X	X A X	A A X
---	---	-----	-------	-------

<p>○三〇四・八四 ○三〇四・八五 ○三〇四・八六 ○三〇四・八七</p>	<p>科、スコフトアルムス科又はこけびらめ科のもの) めかじき(クスイフィアス・グラデイウス) めろ(デイソステイクス属のもの) にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ) まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)</p> <p>まぐろ(みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)を除く。) みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)</p>	<p>三・五%</p>	<p>X A P A</p>
<p>○三〇四・八九</p>	<p>その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スクムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリ ス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま (コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>かじき(まかじき科のもの) その他のもの</p>	<p>三・五%</p>	<p>A B R 10 *</p>
<p>○三〇四・九一 ○三〇四・九二</p>	<p>その他のもの(冷凍したものに限る。) めかじき(クスイフィアス・グラデイウス) めろ(デイソステイクス属のもの)</p>		<p>A A A R X</p>

(6)

○三〇四・九三

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミクロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)

○三〇四・九四

すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)

○三〇四・九五

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ) を除く。)

たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

その他のもの

○三〇四・九九

その他のもの

にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)

その他のもの

バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニユプテルス属のもの)、たい (たい科のもの)、ししやも及びさめ

A

X

A X

X A

〇三・〇五	<p>その他のもの</p> <p>くろまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）</p> <p>その他のもの</p> <p>魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前には又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>
〇三〇五・一〇	<p>魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>
〇三〇五・二〇	<p>魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p>
〇三〇五・三二	<p>にしん（クルマエビ属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）及びさけ科のもの</p> <p>の卵</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>こんぶかずのこ</p> <p>その他のもの</p> <p>魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）</p> <p>ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、</p>

A A X A X A R

○三〇五・三二

クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル―サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

その他のもの

○三〇五・三九

その他のもの

さけ科のもの

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオ―ラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)

太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス)

○三〇五・四一

A

A X

A

A X

○三〇五・四二	ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	A
○三〇五・四三	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	A
○三〇五・四四	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	A
○三〇五・四九	その他のもの 乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	A A
○三〇五・五一	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	X
○三〇五・五九	その他のもの さけ科のもの その他のもの にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ	A

○三〇五・六九	<p>魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉</p> <p>その他のもの</p> <p>さけ科のもの</p>
○三〇五・六一 ○三〇五・六二 ○三〇五・六三 ○三〇五・六四	<p>ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</p> <p>コツド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</p> <p>テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)</p>

X A X X X X A X

○三〇五・七一
○三〇五・七二

ふかひれ

魚の頭、尾及び浮袋

くん製したもの

乾燥したもの

さけ科のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

塩蔵したものと及び塩水漬けたもの

さけ科のもの

その他のもの

その他のもの

くん製したもの

乾燥したもの

さけ科のもの

その他のもの

○三〇五・七九

A A X A A X A A A

〇三・〇六

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

塩蔵したもの及び塩水漬けたもの

さけ科のもの

その他のもの

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

A

X A

A X

○三〇七・二一	かき
○三〇七・一九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	その他のもの
	スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）
○三〇七・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・二九	その他のもの
	くん製したもの
	その他のもの
	い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・三九	その他のもの
	いか（セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ
	フェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	もんごういか（セピア・オフイキナリス）
	その他のもの
	その他のもの
○三〇七・四九	冷凍したもの
	もんごういか（セピア・オフイキナリス）

	五%								
A	P	A		A	A	X	A	X	A A

(7)

○三〇七・五一	その他のもの	三・五%
○三〇七・五九	くん製したもの	A
○三〇七・六〇	その他のもの	X
○三〇七・七一	たこ（オクトプス属のもの）	A
○三〇七・七二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A
○三〇七・七三	その他のもの	A
○三〇七・七四	かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	A
○三〇七・七五	クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はま	A
○三〇七・七六	るすだれがい科のもの）	A
○三〇七・七七	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A
○三〇七・七八	貝柱	X
○三〇七・七九	はまぐり	A
○三〇七・八〇	その他のもの	A
○三〇七・八一	赤貝（生きているものに限る。）及びあさり	A
○三〇七・八二	その他のもの	X
○三〇七・八三	その他のもの	X
○三〇七・八四	冷凍したもの	X
○三〇七・八五	貝柱	X

(8)

○三〇七・九一	<p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>あさり</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>貝柱</p> <p>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>あわび（ハリオテイス属のもの）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの及びくん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>貝柱</p>
○三〇七・八一 ○三〇七・八九	<p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>あさり</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>貝柱</p> <p>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>あわび（ハリオテイス属のもの）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの及びくん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>貝柱</p>
X	X A A X A A X A X A A

〇三〇七・九九

いか
もんごういか
その他のもの
その他のもの
スキヤロップ（いたやがい科のもの）
その他のもの
しじみ
その他のもの
冷凍したもの
貝柱
いか
もんごういか
その他のもの
その他のもの
スキヤロップ（いたやがい科のもの）
しじみ
その他のもの
くん製したもの

五
%
A X A X X A X A X P A

(7)

○三・〇八	その他のもの	
○三〇八・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A
○三〇八・一九	その他のもの	A
○三〇八・二二	うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギウロケントロトウス属のもの）	A
○三〇八・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A
	その他のもの	
	くん製したもの	A
	その他のもの	
	冷凍したもの	
	その他のもの	
○三〇八・三〇	くらげ（ロピレマ属のもの）	B 3
○三〇八・九〇	その他のもの	B 5
	生きているもの及びくん製したもの	A

<p>第四類</p> <p>○四・〇一</p> <p>○四・〇二</p> <p>○四〇二・一〇</p>	
<p>酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）</p>	<p>生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの</p> <p>生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>うに</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>うに及びくらげ</p> <p>うに</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p>
<p>S</p> <p>X</p>	<p>七%</p> <p>七%</p> <p>X A B 5</p> <p>X A B 3</p> <p>A</p>

○四〇二・二二	砂糖その他の甘味料を加えてないもの						
○四〇二・二九	その他のもの						S
○四〇二・九一	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップクリーム その他のもの						S
○四〇二・九九	その他のもの 脂肪分が全重量の八%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップクリーム その他のもの						X X P
○四・〇三	その他のもの バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）						X X R
○四〇三・一〇	ヨーグルト 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）						X

二五・五%

(9)

<p>○四〇三・九〇 ○四・〇四 ○四・〇五 ○四・〇六 ○四〇六・一〇</p>	<p>その他のもの フローズンヨーグルト 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が一〇キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）＊ その他のもの＊ その他のもの その他のもの ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード 乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。） その他のもの 各年度において政令で定める限度数量以内のもの その他のもの</p>	<p>X X S X X R Q S Q S</p>
		(38) (38)

<p>○四〇六・二〇 ○四〇六・三〇 ○四〇六・四〇</p>	<p>プロセスチーズの原料として使用するもの その他のもの おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。） プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。） ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる 模様を含むチーズ 各年度において政令で定める限度数量以内のもの その他のもの プロセスチーズの原料として使用するもの その他のもの その他のチーズ 各年度において政令で定める限度数量以内のもの その他のもの プロセスチーズの原料として使用するもの シュレットチーズの原料として使用するもの その他のもの 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） ふ化用の受精卵 鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの</p>	<p>○四〇六・九〇</p>	<p>二九・八％</p>	<p>○四〇七・一一</p>	<p>A</p>		<p>X Q S Q S X P S Q S S Q S X Q S</p>	<p>(42) (39) (10) (39) (41) (40) (39)</p>
--	---	----------------	--------------	----------------	----------	--	--	---

○四〇七・一九	その他のもの	A
○四〇七・二二	その他の卵（生鮮のものに限る。）	X
○四〇七・二九	鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの	X
○四〇七・九〇	その他のもの	X
○四・〇八	冷凍したもの その他のもの	R X
○四〇八・一一	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	R
○四〇八・一九	卵黄 乾燥したもの その他のもの	B 3 B 5
その他のもの		B 5
		一八・八％ 二〇％（その 率が一キログ ラムにつき四 八円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）

<p>第七類 〇七・〇一 〇七〇二・〇〇</p>	<p>第六類</p>	<p>第五類</p>	<p>〇四〇八・九一 〇四〇八・九九 乾燥したもの その他のもの</p>
<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p>	<p>装飾用の葉 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p>	<p>天然蜂蜜 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>
<p>A A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>二一・三% 二一・三% （その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率） B 5 B 5</p>
			<p>(43)</p>

○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一キログラムにつき、課税	B5
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット たまねぎ	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税
○七〇三・二〇	にんにく	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	価格と七三円
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	シャロット	七〇銭との差
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	シャロット	額（その率が
○七・〇五	レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの）	シャロット	八・五%の従
			価税率より高
			いときは、当
			該従価税率）
			A
			A
			A
			A
			A

○七・〇六	及び冷蔵したものに限る。)
○七・〇八	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○七・〇九	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○七・一〇	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)
○七・一一	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
○七・一二	アスパラガス
○七・一三	なす
○七・一四	セルリー(セルリアクを除く。)
○七・一五	きのこ及びトリフ
○七・一六	きのこ(はらたけ属のもの)
○七・一七	その他のもの
○七・一八	まつたけ及びトリフ
○七・一九	その他のもの
○七・二〇	しいたけ
○七・二一	その他のもの
○七・二二	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七・二三	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七・二四	その他のもの

A A A X A A A A A A A A A

○七〇九・九一	アーティチョーク
○七〇九・九二	オリーブ
○七〇九・九三	かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）
○七〇九・九九	その他のもの
	スイートコーン
	その他のもの
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七一〇・一〇	ばれいしょ
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七二〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七二〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七二〇・二九	その他のもの
	枝豆
	その他のもの
○七二〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七二〇・四〇	スイートコーン
○七二〇・八〇	その他の野菜
	ごぼう
	その他のもの
	ブロッコリー

六%	一二%	一〇・六%	六%	八・五%	六%	八・五%	八・五%	八・五%	六%	六%	A	A	A
B 5	B 7	B 5	B 5	B 7	B 5	B 5	B 5	B 7	B 3				

○七二一・九〇	その他のもの 野菜を混合したもの	六%	B 3
○七二一・二〇	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B 7
○七二一・四〇	その他のもの	六%	B 3
○七二一・五九	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○七二一・九〇	オリーブ		
	きゅうり及びガーキン	九%	B 3
	きのこ及びトリフ		
	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 5
	その他のもの		
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）		
	なす	六%	B 3
	らっきょう及びわらび	六%	B 5
	その他のもの		
	ごぼう	一二%	B 10
	その他のもの		
	なす	九%	B 3

〇七・一二	れんこん及びケーパー その他のもの	九%	B	B	七
〇七一二・二〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） たまねぎ	九%	B	B	五
〇七一二・三二	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	九%	B	B	五
〇七一二・三三	きくらげ（きくらげ属のもの）		A	A	
〇七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A	A	
〇七一二・三九	その他のもの しいたけ		A	X	
〇七一二・九〇	その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン その他のもの ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） その他のもの たけのこ	一二・八%	A	B	七
		九%	B	B	五

○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）
○七二三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの
○七二三・二〇	ひよこ豆 その他のもの
○七二三・三二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七二三・三三	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）
○七二三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）
○七二三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの

							九%	九%
A	X	A	A	X	A	A	B	B
							5	7

○七一三・三四	<p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>
○七一三・三五	<p>ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>
○七一三・三九	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p>

A X A A X A A X A

○七二三・四〇 ○七二三・五〇	<p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ひら豆</p> <p>そら豆（ヴィキア・フアバ変種マヨル、ヴィキア・フアバ変種エクイナ及びヴィキア・フアバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p>	A X A
○七二三・六〇	<p>その他のもの</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>き豆（カヤヌス・カヤン）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに</p>	<p>一〇%</p> <p>A X B 10 A A</p>

○七二三・九〇	<p>より証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七・一四	<p>カッサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>カッサバ芋</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七二四・一〇	<p>カッサバ芋</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>粉又はミールのペレット</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	P A A

一五%

(11)

<p>第八類 〇八・〇一</p>	<p>〇七二四・二〇</p>	<p>〇七二四・九〇</p>	<p>〇七二四・五〇</p>	<p>〇七二四・四〇</p>	<p>〇七二四・三〇</p>	<p>〇七二四・二〇</p>					
<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限 るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p>	<p>かんしょ その他のもの</p>	<p>冷凍したもの その他のもの</p>	<p>冷凍したもの その他のもの</p>	<p>冷凍したもの その他のもの</p>							
<p>A</p>	<p>九 %</p>	<p>一二 %</p>	<p>九 %</p>	<p>一二 %</p>	<p>九 %</p>	<p>一〇 %</p>	<p>九 %</p>	<p>一二 %</p>	<p>一二 ・ 八 %</p>	<p>一二 %</p>	<p>一二 %</p>
<p></p>	<p>B 5</p>	<p>B 7</p>	<p>B 5</p>	<p>B 7</p>	<p>B 5</p>	<p>B 7</p>	<p>B 5</p>	<p>B 7</p>	<p>B 10</p>	<p>B 10</p>	<p>A</p>
<p></p>											

○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八〇二・一一	アーモンド
○八〇二・一二	殻付きのもの
○八〇二・一三	殻を除いたもの
○八〇二・一四	ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）
○八〇二・一五	殻付きのもの
○八〇二・一六	殻を除いたもの
○八〇二・一七	くるみ
○八〇二・一八	殻付きのもの
○八〇二・一九	殻を除いたもの
○八〇二・二〇	くり（カスターネア属のもの）
○八〇二・二一	殻付きのもの
○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・二三	ピスタチオナット
○八〇二・二四	殻付きのもの
○八〇二・二五	殻を除いたもの
○八〇二・二六	マカダミアナット
○八〇二・二七	殻付きのもの
○八〇二・二八	殻を除いたもの

A	A	A	A	九・六%	九・六%	一〇%	一〇%	A	A	A	A
				B	B	B	B				
				10	10	5	5				

○八〇二・七〇	コーラナット（コラ属のもの）
○八〇二・八〇	びんろう子
○八〇二・九〇	その他のもの
	ペカン
	その他のもの
○八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇三・一〇	プランテイン
	生鮮のもの
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
	毎年四月一日から同年八月三一日までに輸入されるもの
	その他のもの
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの
	乾燥したもの
○八〇三・九〇	その他のもの
	生鮮のもの
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
	毎年四月一日から同年八月三一日までに輸入されるもの
	その他のもの
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの
	乾燥したもの

		二〇%				二〇%				一二%		一二%
A	X	X	B	A	X	X	B	B	A	A	B	B
			10				10	10				10

○八〇五・九〇	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウランテイフォリア及びキトルス・ラテイフォリアを除く。）		
	その他のもの		
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇六・一〇	生鮮のもの		
	毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの		
	毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの		
○八〇六・二〇	乾燥したもの		
○八・〇七	パイア及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
	メロン（すいかを含む。）		
○八〇七・一一	すいか		
○八〇七・一九	その他のもの		
○八〇七・二〇	パイア		
○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
○八〇八・一〇	りんご		
○八〇八・三〇	梨		
○八〇八・四〇	マルメロ		
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
		一七%	B 15
		一七%	B 10
		七・八%	B 7
		七・八%	A
		六%	B 5
		六%	A
		一七%	B 10
		四・八%	B 5
		四・八%	B 5

〇八〇九・一〇	あんず
	さくらんぼ
〇八〇九・二一	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス） 毎年一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの
〇八〇九・二九	その他のもの 毎年一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの
	その他のもの
〇八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）
〇八〇九・四〇	プラム及びスロー
〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）
〇八一〇・一〇	ストロベリー
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
〇八一〇・三〇	ブラックカランrant、ホワイトカランrant、レッドカランrant及びグーズベリー
〇八一〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実
〇八一〇・五〇	キウイフルーツ
〇八一〇・六〇	ドリアン
〇八一〇・七〇	柿
〇八一〇・九〇	その他のもの
〇八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに

							六・四%							六%
A	A	A	B	A	A	A	B	B	X	A	X	A		B
			5				3	5						5

〇八一・一〇	限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	ストロベリー		九・六%	B 5
		砂糖を加えたもの			
		その他のもの		一二%	B 5
〇八一・二〇		ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー			A
〇八一・九〇		その他のもの			
		砂糖を加えたもの			
		パイナップル			X
		サワーチェリー（ブルヌス・ケラスス）		一三・八%	B 10
		桃及び梨		七%	B 5
		その他のもの			
		その他のもの			
		パイナップル			X
		パイナップル、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ			A
		桃、梨及びベリー			
		ベリー			A

○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの								
○八一三・一〇	あんず								
○八一三・二〇	プルーン								
○八一三・三〇	りんご								
○八一三・四〇	その他の果実								
	ベリー								
	その他のもの								
	パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリスターアップル、ジャクボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル								
	干し柿								
	その他のもの								

九%	九%								
B 5	B 7	A		A	B 7	A	B 7		
							一二%	一七%	
							B 7	B 10	A

<p>○八一三・五〇 ○八一四・〇〇</p>	<p>この類のナット又は乾燥果実を混合したもの かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）</p>	<p>A A</p>
<p>第九類 ○九・〇一 ○九〇一・一一 ○九〇一・一二 ○九〇一・二二 ○九〇一・二三 ○九〇一・九〇 ○九・〇二 ○九〇二・一〇 ○九〇二・二〇</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料 コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。） コーヒー（煎つたものを除く。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの コーヒー（煎つたものに限る。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの その他のもの 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p>	<p>一七% B 10 A B 3 B 3 A A</p>

○九〇二・三〇	くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに 限る。）	一七%	B	A
○九〇二・四〇	紅茶 その他のもの その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの 紅茶 その他のもの	一七% 一二%	B B	B B
○九〇三・〇〇	マテ	一七%	B	B
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び こしょう属のペッパー	一二%	B	A
○九・〇五	バニラ豆		A	A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	A
○九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A	A
○九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		A	A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び ジュニパーベリー		A	A

<p>第一〇類 一〇・〇一</p>	<p>〇九・一〇</p>
<p>穀物 小麦及びメスリン デュラム小麦 播種用のもの その他のもの その他のもの 播種用のもの その他のもの</p>	<p>しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょうが 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの 破碎し又は粉碎したもの サフラン うこん その他の香辛料 この類の注1(b)の混合物 カレー その他のもの その他のもの</p>
<p>S S S</p>	<p>七・二% A A B 7</p>
	<p>A A A A</p>

<p>一〇・〇二 一〇・〇三 一〇〇三・一〇</p>	<p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p> <p>播種^は用のもの</p> <p>日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行う者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第</p> <p>日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行う者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第</p> <p>より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>メスリン</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
------------------------------------	--

A S X A * S S

一〇〇三・九〇	<p>一 項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのために輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>オート</p> <p>とうもろこし</p> <p>播種用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）</p>
一〇・〇四	
一〇・〇五	
一〇〇五・一〇	
一〇〇五・九〇	
S X	X
A S X A*	A
A	A

一〇〇八・二九	その他のもの	A
一〇〇八・二二	播種用のもの	A
ミレット	その他のもの	九% B 7
ようにしたもの	A	A
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する	A	A
そば	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	A
一〇〇八・一〇	グレーンソルガム	X
一〇〇・〇七	米	X
一〇〇・〇八	用に供するもの	X
一〇〇・〇六	その他のもの	X
	その他のもの	R
	飼料用のもの	A
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
	関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第一項の規定の適用を受けないもの	
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	
	コーンスターチの製造に使用するもの及び政令で定めるところにより飼料	

<p>一〇〇八・三〇 一〇〇八・四〇 一〇〇八・五〇 一〇〇八・六〇</p>	<p>カナリーシード フォニオ(ダイギタリア属のもの) キヌア(ケノポダイウム・クイノア) ライ小麦 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種^は用に適する ようにしたもの その他のもの その他の穀物</p>	<p>A X A A A A</p>
<p>第一類 一一〇一・〇〇 一一〇二 一一〇二・二〇 一一〇二・九〇</p>	<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) とうもろこし粉 その他のもの 大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉 その他のもの ライ麦粉 その他のもの</p>	<p>X X X</p>
<p>一一〇三 ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール</p>	<p>B 10 B 10 X X X</p>

一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				
一一〇四・二三	オートのもの				一二%
	とうもろこしのもの				
	コーンフレークの製造に使用するもの				一六・二%
	その他のもの				一八%
一一〇四・二九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	その他のもの				一七%
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット				二〇%
一一〇五	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）				
一一〇六	七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール				
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）のもの				
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）のもの				
	カッサバ芋のもの				
	飼料用のもの				
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
R	A	X	B	R	B
			10		10
				X	7
					10

一一〇六・三〇	第八類の物品のもの バナナのもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
一一・〇七	その他のもの	
一一〇七・一〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。） 煎つてないもの 各年度において政令で定める限度数量以内のもの その他のもの 泥炭でくん蒸したもの その他のもの	
一一〇七・二〇	煎つたもの	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン でん粉	
一一〇八・一一	小麦でん粉	
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	
一一〇八・一三	ばれいしよでん粉	
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉	
		一一・三%
		一五% 一五%
R	R	B 10
R	R	B 10
R	R	A
X	X	
X	Q	
X	X	
X	X	

<p>一一〇八・一九</p> <p>その他のでん粉</p> <p>サゴでん粉</p> <p>その他のもの</p> <p>イヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>第一二類</p> <p>一一・〇一</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・三〇</p> <p>一一〇二・四一</p>
<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（煎っていないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>播種用のもの</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>殻付きのもの</p> <p>殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>殻付きのもの</p> <p>採油用のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p>
<p>一一・三%</p> <p>B X R X</p> <p>B 10 S</p>	<p>一〇%</p> <p>X B X</p> <p>A</p>

一二〇二・四二	その他のもの 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの その他のもの	
一二〇三・〇〇	コブラ	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	
一二〇九	播種用の種、果実及び孢子	
一二一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	
一二一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
一二一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵	
		一〇%
		A B X
		10

一一二二二・二二二	し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サテイヴム)の根で煎っていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。) 海藻その他の藻類	食用に適するもの	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	あまのり属のもの及びこれを交えたもの(長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のものを除く。)	その他のもの	ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)	その他のもの	その他のもの	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	ふのり属のもの	その他のもの	一一二二二・二二九
三・五%	B 5	A	一〇・五%	B 3	X	X	X					

<p>第一三類</p> <p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p>	<p>一一二・九一</p> <p>一一二・九二</p> <p>一一二・九三</p> <p>一一二・九四</p> <p>一一二・九九</p>
<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ローカストビーン（キヤロブ）</p> <p>さとうきび</p> <p>チコリーの根</p> <p>その他のもの</p> <p>こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）</p> <p>ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>
<p>A</p>	<p>A A A A A A X</p>

第一四類 一四・〇一	<p>一三〇二・二一 一三〇二・二二 一三〇二・二三 一三〇二・一九</p> <p>植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの その他のもの</p> <p>飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色</p>	<p>一三〇二・三二 一三〇二・三九</p> <p>ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>一〇％ 一六・五％</p>	<p>一 一六・五 五 七</p> <p>グラム につき 一一二</p> <p>円</p> <p>A A B B A A A 5 15 7</p>
---------------	--	--	--	----------------------	---

<p>一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇</p>	<p>したものの、竹、とう、あし、いぐさ、オージヤ、ラフィア及びライム樹皮) 竹 とう その他のもの いぐさ、七島い (キュペルス・テゲティフォルミス) 及び莞草 (キュペルス・エクスアルタウス) その他のもの 植物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>八・五%</p>	<p>A A B A A</p>
<p>第一五類 一五〇一 一五〇一・一〇 一五〇一・二〇 一五〇一・九〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう 豚脂 (ラードを含む。) 及び家きん脂 (第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。) ラード 酸価が一・三を超えるもの その他のもの その他の豚脂 酸価が一・三を超えるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>B 5 X A X A</p>

一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）		A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		A
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 5
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）		X
一五〇七・九〇	その他のもの	一キログラム につき一三円 二〇銭	P
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		X
一五・〇九	オリブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五一〇・〇〇	オリブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ		A

(13)

一五・一一	るかないかを問わない。)	A
一五・一二	あるかないかを問わない。)	A
一五・二一・二二	<p>ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物粗油</p> <p>酸価が〇・六を超えるもの</p> <p>ひまわり油</p>	<p>一キログラム につき八円五 〇銭</p> <p>B 7</p>
	サフラワー油	<p>一キログラム につき八円五 〇銭</p> <p>B 5</p>
	その他のもの	
	ひまわり油	<p>一キログラム につき一〇円 四〇銭</p> <p>B 7</p>
	サフラワー油	<p>一キログラム につき一〇円</p> <p>B 5</p>

一五・一九	その他のもの ひまわり油及びその分別物	四〇銭	
一五二二・二二	綿実油及びその分別物		
一五二二・二二	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		A
	その他のもの		X
一五二二・二九	その他のもの		A
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		A
	その他のもの		B 10
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき八円五〇銭	B 10
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物		A

一五二四・一一	に 限 る も の と し、 精 製 し て あ る か な い か を 問 わ な い。 ） 菜 種 油 （ 低 エ ル カ 酸 の も の ） 及 び そ の 分 別 物 粗 油		
	酸 価 が 〇 ・ 六 を 超 え る も の		
	そ の 他 の も の		
一五二四・一九	そ の 他 の も の		
	そ の 他 の も の		
一五二四・九一	粗 油		
一五二四・九九	そ の 他 の も の		
一五・一五	そ の 他 の 植 物 性 油 脂 及 び そ の 分 別 物 （ ホ ホ バ 油 及 び そ の 分 別 物 を 含 み、 化 学 的 な 変 性 加 工 を し て な い も の に 限 る も の と し、 精 製 し て あ る か な い か を 問 わ な い。 ） 亜 麻 仁 油 及 び そ の 分 別 物 粗 油		
一五二五・一一	粗 油		
	一 キ ロ グ ラ ム に つ き 一 〇 円	B	10
	九 〇 銭		
	一 キ ロ グ ラ ム に つ き 一 三 円	B	10
	二 〇 銭		
	一 キ ロ グ ラ ム に つ き 一 三 円	B	10
	二 〇 銭		
	五 % （ そ の 率 が 一 キ ロ グ ラ ム	B	10
		X	
		X	

一五二五・一九	一五二五・二一 一五二五・二九 一五二五・三〇 一五二五・五〇
---------	--

その他のもの

とうもろこし油及びその分別物

粗油

その他のもの

ひまし油及びその分別物

ごま油及びその分別物

酸価が〇・六を超えるもの

〇銭	一キログラムにつき八円五						ムにつき五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	五% (その率が一キログラムにつき五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	B7	A	X	X				B10

一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インター	その他のもの	一キログラム につき一〇円 B 7
一五一五・九〇		その他のもの	四〇銭
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	A	
	その他のもの 酸価が〇・六を超えるもの	P	
	米油及びその分別物	一キログラム につき八円五 〇銭	B 15
	その他のもの	B	一キログラム につき八円五 〇銭
	その他のもの	X	一キログラム につき一〇円
	米油及びその分別物	B 7	四〇銭
	その他のもの		

一五・一七	<p>エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p>	A
一五一七・一〇 一五一七・九〇	<p>マーガリン（液状マーガリンを除く。） その他のもの 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの その他のもの 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの</p>	A A B 5
	二九・八%	P

(15)

第一六類	<p>一五二八・〇〇</p> <p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>一五二二・一〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一五二二・九〇</p> <p>蜜ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>一五二二・〇〇</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	<p>その他のもの</p> <p>離型油</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キログラムにつき一三円二〇銭</p> <p>二・九%</p>	<p>B 10</p> <p>B 5</p> <p>X</p> <p>A A</p> <p>A A</p> <p>A B 10</p> <p>A A</p>
------	---	----------------------------------	--	------------------------------------	--

一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品*
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
一六〇二・一〇	均質調製品**
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの
	牛又は豚のもの**
	その他のもの
	第〇一・〇五項の家きんのもの
一六〇二・三二	七面鳥のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）
	その他のもの
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの***
	その他のもの
一六〇二・三三	鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）
	その他のもの
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの***
	その他のもの***
一六〇二・三九	その他のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

A	Q	Q	A	A	Q	A	A	Q	Q	Q
	(37)	(37)			(37)			(45)	(45)	(45)

一六〇二・四九	<p>その他のもの（混合物を含む。）</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p>	A Q Q	(35) (35)
一六〇二・四二	<p>豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの****</p> <p>その他のもの</p> <p>もも肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）****</p> <p>その他のもの****</p> <p>肩肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）****</p>	Q Q	(35) (35)
一六〇二・四一	<p>豚のもの</p> <p>もも肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）****</p> <p>その他のもの</p> <p>もも肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）****</p>	A Q	(37)

その他のもの

ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）*****

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛の臓器及び舌のもの

気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*

その他のもの

単に水煮したもの**

その他のもの*

その他のもの

牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの

米を含むもの

その他のもの*

Q S	R	Q S	Q S	Q S	A	Q	Q
(46)		(46)	(46)	(46)		(35)	(35)

一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース	一 二 %	B 10	R	X	A	Q S							
一六〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>単に水煮した後に乾燥したもの</p> <p>気密容器入りのもの*</p> <p>その他のもの*</p> <p>調味した後に乾燥したもの***</p> <p>コーンビーフ*</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*</p> <p>気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）</p> <p>単に水煮したもの***</p> <p>その他のもの***</p> <p>その他のもの***</p> <p>その他のもの（動物の血の調製品を含む。）</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）</p> <p>その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの</p> <p>その他のもの</p>						(46)	(46)	(46)	(46)	(46)	(46)	(46)	(46)

一六・〇四	一六・〇五	一六〇五・一〇	一六〇五・二二	一六〇五・二九
その他のもの	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） 、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	かに 気密容器入りのもの その他のもの 米を含むもの その他のもの	シュリンプ及びプローン 気密容器入りでないもの 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの 米を含むもの その他のもの	その他のもの 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの
A	A	A	A X	A

一六〇五・五八	一六〇五・五五	一六〇五・五三	一六〇五・五二	一六〇五・五一	一六〇五・四〇	一六〇五・三〇
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	かわび	たこ	その他のもの	米を含むもの	その他のもの	気密容器入りのもの	米を含むもの	その他のもの	かき	スキヤロップ（いたや貝を含む。）	いか	その他のもの	米を含むもの	その他のもの	ロブスター	その他の甲殻類	軟体動物
---	-----	----	--------	--------	--------	-----------	--------	--------	----	------------------	----	--------	--------	--------	-------	---------	------

A	A	A	A	一〇・五%	X	一〇・五%	P	X	A	A	A	A	A	A	A	X
				B												
				7												

(7)

<p>第一七類 一七・〇一 一七〇一・一二 一七〇一・一三</p>	<p>一六〇五・五九</p>
<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。） 粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。） てん菜糖 この類の号注2の甘しや糖</p>	<p>その他のもの いか 気密容器入りのもの 米を含むもの その他のもの その他のもの 米を含むもの その他のもの その他のもの その他の水棲無脊椎動物 なまこ うに くらげ その他のもの</p>
<p>X X</p>	<p>一〇・五% 一〇・五% A A A A A B X P X 7</p>
	<p>(7)</p>

一七〇一・一四	その他の甘しや糖	乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・	五度未満に相当するもの	分蜜糖	その他のもの	その他のもの	精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九九・三度未満に相当するものに限る。）	一キログラム につき一〇三 円一〇銭	P S
一七〇一・九一	その他のもの	香料又は着色料を加えたもの	その他のもの	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）	（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	X	S R
一七〇二・一一	の							A	

一七〇二・一九	その他のもの	A
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	X
	かえで糖	
	かえで糖水	R
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	R
	香料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	X
	その他のもの	R
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	
	香料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	R
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粹なものに限る。）	A
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	X
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）	R
	砂糖及び砂糖水	

第一八類	<p>一七〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>キャンデー類及びキャラメル</p> <p>その他のもの</p>
ココア及びその調製品	<p>一七〇四・一〇</p> <p>一七〇四・九〇</p>
	<p>Q X A X R A B 5 X R</p>
	<p>(47)</p>

一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
一八〇三・一〇	脱脂してないもの		五% B 5
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの		一〇% B 7
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		一一・九% B 7
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食品		
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		一五% B 7
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上		
	のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		二三・八% P
			X

(18)

<p>第一九類 一九・〇一</p>	<p>一八〇六・九〇</p>
<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有 量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ココアを含有するものに</p>	<p>その他のもの その他のもの チョコレート菓子 その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ココア粉の含有 量が全重量の一〇%未満のものに限る。) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以 上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
	<p>一一・三% 一〇% 一一・三% 一三・八% P X P P X B 15</p>
	<p>(20) (20) (18) (19)</p>

一九〇一・一〇	<p>あつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	X
一九〇一・二〇	<p>第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p>	<p>二一・三%</p> <p>X B X</p> <p>15</p>

一九〇一・九〇

る。)及び米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)
米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)
米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)又は大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの
でん粉が最大の重量を占めるもの
小麦でん粉を含有するもの
その他のもの
各年度において政令で定める限度数量以内のもの
その他のもの
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品
砂糖を加えたもの
その他のもの
その他のもの
その他のもの
穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有す

X R X

X R

X

X

X

一九〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		
一九〇二・一一	卵を含むもの		X
一九〇二・一九	その他のもの ビーフン		R
一九〇二・二〇	マカロニ及びスパゲッティ その他のもの パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製してあるかないかを問わない。） 砂糖を加えたもの その他のもの ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの その他のもの	一キログラム につき三〇円	P
一九〇二・二〇	その他のもの	二一・三%	P X

(23)

(22)

	<p>ビスケット、クッキー及びクラッカー 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの</p>	<p>一三% 九% 二一・三%</p> <p>P B 7</p>	(28)
<p>第二〇類 二〇・〇一 二〇〇一・一〇 二〇〇一・九〇</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びびガーキン 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの</p>	<p>一五% 一二% 一〇・五% 一六・八%</p> <p>B B A B 10</p>	(23)

その他のもの	<p>パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン</p> <p>スイートコーン</p> <p>ヤングコーンコブ</p> <p>その他のもの</p>	二〇・〇二
<p>調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p> <p>トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>トマトピューレー及びトマトペースト</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	二〇〇二・一〇 二〇〇二・九〇
<p>調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	その他のもの	二〇・〇三
七・五%	B 7	B 5
一五%	B 10	B 5
一二%	B 5	B 5
一三・四%	B 7	B 5
九%	B 5	B 5
X	R	R
A		

二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの			
二〇〇三・九〇	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの			
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） ばれいしょ			
二〇〇四・一〇	単に加熱による調理をしたもの その他のもの マッシュポテト その他のもの	八・五%	B 7	
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン	一三・六% 九%	B 10 B 5	
		一〇・五%	B 7	
			A A A B 7	A

二〇〇五・五九	その他のもの 砂糖を加えたもの	一三・四%	B 10
二〇〇五・六〇	アスパラガス 気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの	一二% 九%	B 5 B 5
二〇〇五・七〇	オリーブ その他のもの	一六%	B 7
二〇〇五・八〇	スィートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ） 砂糖を加えたもの その他のもの	一四・九% 一〇%	B 10 B 7
二〇〇五・九一	その他の野菜及び野菜を混合したもの たけのこ 砂糖を加えたもの	一三・四%	B 10
二〇〇五・九九	その他のもの 砂糖を加えたもの	一三・六%	B 7

砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、

豆（さや付きのものを除く。）

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

その他のもの

豆（さや付きのものを除く。）

サワークラウト

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに
限る。）

にんにくの粉

その他のもの

その他のもの

にんにくの粉

その他のもの

一四％
B 7

X

一三・四％
B 10

一五％
B 5

A

一七％
B 7

一二％
B 5

九・六％
B 5

一二％
B 5

一〇・五％
B 5

九％
B 5

<p>グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り。</p>	<p>マロングラッセ</p>	<p>その他のもの</p>	<p>あんず</p>	<p>その他のもの</p>	<p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限りものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>均質調製果実</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>かんきつ類の果実</p>	<p>ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>フルーツピューレー及びフルーツペースト</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>
<p>一二・六%</p>	<p>一八%</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>二一・三%</p>	<p>三四%</p>	<p>二一・三%</p>	<p>一六・八%</p>	<p>一二%</p>	<p>二一・三%</p>	<p>三四%</p>	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>B</p>
<p>15</p>	<p>10</p>	<p></p>	<p>10</p>	<p>15</p>	<p>10</p>	<p>15</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>15</p>	<p>10</p>	<p>15</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>10</p>

その他のもの									二二・三%
その他のもの（混合したものを含む。）									
砂糖を加えたもの									
パルプ状のもの									二二%
その他のもの									
カシューナット及びその他の煎ったナット									一一%
その他のもの									
くり（気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、煎ったものを除く。）									一六・八%
その他のもの									一六・八%
その他のもの									
パルプ状のもの									
その他のもの									
マカダミアナット、アーモンド（煎ったものに限る。）、ペカン（煎ったものに限る。）、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）及びカシューナット									
ぎんなん									一一%
その他のもの									
煎ったもの									
その他のもの									
その他のもの									一一%

(12)

二〇〇八・二〇	
二〇〇八・三〇	
二〇〇八・四〇	

パイナップル	
かんきつ類の果実	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
その他のもの	
その他のもの	
パルプ状のもの	
その他のもの	
梨	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
その他のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	

一五%	一二%	一〇・八%	一五%	二一%	一五%	一七%	二一・三%	二三・八%	二九・八%	X
B 7	B 7	B 10	B 5	B 10	B 10	B 7	B 7	B 7	B 15	

二〇〇八・五〇	あんず	その他のもの	一〇・八%	B	7
	砂糖を加えたもの	気密容器入りのもの	九%	B	7
	その他のもの	その他のもの			
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	その他のもの	一二%	B	10
	砂糖を加えたもの	その他のもの	一五%	B	10
	その他のもの	その他のもの			
二〇〇八・七〇	桃 (ネクタリンを含む。)	その他のもの	二九・八%	B	10
	砂糖を加えたもの	その他のもの	二一・三%	B	10
	パルプ状のもの	その他のもの			
	気密容器入りのもの	気密容器入りのもの			
	その他のもの	気密容器入りのもの			
	その他のもの	容器とも一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	B	5
	その他のもの	その他のもの	一三・四%	B	7
	その他のもの	その他のもの			

二〇〇八・九七	二〇〇八・九九
---------	---------

	混合したもの		梅		
	ミックスドフルーツ、 フルーツサラダ及び フルーツカクテル		その他のもの		
	砂糖を加えたもの		砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		パルプ状のもの		
	その他のもの		その他のもの		
	砂糖を加えたもの		砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		パルプ状のもの		
	その他のもの		その他のもの		
	バナナ及びアボカドー		バナナ及びアボカドー		
	その他のもの		その他のもの		
	その他のもの		その他のもの		

二九・八%	二一%	一二%	一七%	二一・三%	二九・八%
B 15	B 5	B 10	B 10	B 10	B 15
				A	
				B 7	B 7

<p>ベリー及びプルーン バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン その他のもの</p> <p>ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし その他のもの</p> <p>パルプ状のもの バナナ及びアボカドー プルーン マンゴー、グアバ及びマンゴスチン カムカム その他のもの その他のもの</p> <p>プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限定。） その他のもの</p> <p>ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、 爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに 限る。）及びカムカム その他のもの</p>	<p>一 一〇%</p> <p>一 一五%</p> <p>一 一五%</p> <p>一 一五%</p> <p>一 一四%</p> <p>一 一一%</p>	<p>B 7</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>A</p> <p>B 5</p> <p>B 10</p> <p>B 3</p> <p>A</p> <p>B 5</p> <p>B 5</p> <p>A</p>
--	---	---

二〇〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
二〇〇九・一一	オレンジジュース
冷凍したもの	砂糖を加えたもの
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*	その他のもの**
冷凍したもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***
その他のもの*	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）
砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*
その他のもの**	その他のもの
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***	その他のもの*

Q Q Q Q Q Q

(49) (49) (49) (49) (49) (49)

二〇〇九・一九	その他のもの	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*	の*	その他のもの**	その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***	その他のもの*	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	ブリックス値が二〇以下のもの	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税	二 三 % B 7 B 7	Q Q Q Q	(49) (49) (49) (49)
二〇〇九・二二																	

二〇〇九・二九

その他のもの	一九・一%	B	七
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二五・五%	B	七
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二九・八%	B	七
その他のもの	二・三%	B	七
その他のもの			
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B	七
その他のもの	二五・五%	B	七
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			

二〇〇九・三二

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八%
B 15

二九・八%

（その率が一

キログラムに

つき二三円の

従量税率より

低いときは、

当該従量税

率）

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

二〇〇九・三九

二五・五%
B 10

一九・一%
B 10

一二%
B 5

六%
B 5

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	の	その他のもの	二九・八%	B 15
その他のもの			（その率が一	B 10
しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			キログラムに	
レモンジュース			つき二三円の	
ライムジュース			従量税率より	
その他のもの			低いときは、	
その他のもの			当該従量税	
パイナップルジュース			率）	
ブリックス値が二〇以下のもの				
その他のもの			六%	
トマトジュース			一二%	
			一九・一%	
			二五・五%	
二〇〇九・四一				
二〇〇九・四九				
二〇〇九・五〇				

二〇〇九・六一	砂糖を加えたもの その他のもの ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。） ブリックス値が三〇以下のもの 砂糖を加えたもの しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二九・八% 二一・三% P P
二〇〇九・六九	その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一% B 5 率） 当該従量税 低いときは、 従量税率より つき二三円の キログラムに （その率が一 二九・八% B 5 二二三% B 5 二二三% B 5

(12) (31)

二〇〇九・七一

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

りんごジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*

その他のもの**

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***

その他のもの***

二九・八%
(その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率)

一九・一%
二五・五%
B B
10 5

Q Q Q Q

(50) (50) (50) (50)

二〇〇九・七九

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*

その他のもの**

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***

その他のもの***

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

二〇〇九・八一

克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及び

ヴァキニウム・ヴィテイスイダイア）ジュース

砂糖を加えたもの

の

その他のもの

二九・八%	二三%			
（その率が一				
キログラムに				
つき二三円の				
従量税率より				
低いときは、				
	B	B	Q	Q
	10	10		

(50) (50) (50) (50)

二〇〇九・八九

品名	当該従量税 率
その他のもの	一九・一％ B 10
しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％ B 7
その他のもの	
果汁	
砂糖を加えたもの	
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％ B 10
その他のもの	
その他のもの	
しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	

二〇〇九・九〇

プルーンジュース
その他のもの
その他のもの
野菜ジュース
砂糖を加えたもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
混合ジュース
混合果汁
砂糖を加えたもの
の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
その他のもの

一四・四％	B	10
一九・一％	B	10
二五・五％	B	7
八・一％	B	7
七・二％	B	5
九％	B	7
二九・八％	B	10
二三％	B	10
(その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税		

	<p>その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	率)	
<p>第二類 二一・〇一</p>	<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに コーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品</p>		A X
<p>二二〇一・一二</p>			

<p>二二〇一・二〇</p> <p>砂糖を加えたもの その他のもの コーヒーをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のも その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>二二〇一・三〇</p> <p>チョコレートその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセ</p>
<p>一五% B 10 X X</p>	<p>八% B 5 A</p>
<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 インスタントティー その他のもの 茶又はマテをもととした調製品 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のも その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>一五% B 10 X X A X</p>

二二・〇二	二二・〇二・一〇	二二・〇二・二〇	二二・〇二・三〇	二二・〇三	二二・〇三・一〇	二二・〇三・二〇	二二・〇三・三〇	二二・〇三・九〇	マヨネーズ
六%	一〇・五%								
B 5	B 5	A	A	B 7	P	P	B 5	B 7	B 7
(32) (12)									

アイスクリーム*	その他のもの	アイスクリーム*	その他のもの	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	砂糖を加えたもの	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	均質混合調製食料品	その他のもの	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	その他のもの	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	その他のもの	インスタントカレーその他のカレー調製品	その他のもの	その他のもの	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング
Q S	R	Q S	A	B 5	B 5	B 7	B 5	B 5	B 5	B 7	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	B 7
(51)		(51)		八・四%	七%	一〇・五%	九・六%	七・二%	七・二%	一〇・五%									

その他のもの	その他のもの	アイスクリーム**	その他のもの	その他のもの	アイスクリーム***	その他のもの	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	二一・〇六 二二〇六・一〇
R	Q S	R	R	Q S	R	R	X	
(51)	(51)	(33)						
その他のもの	植物性たんぱく	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	一〇・六% 一五%	B 10	
B 7	X	P	X	X	X	(33)		

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにやく

チューインガム

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

その他のもの

率) 当該従量税 低いときは、 従量税率より つき二三円の キログラムに (その率が一	二九・八%	五%	R	X	X
A	B 15	B 5			

その他のもの	
砂糖を加えたもの	
おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと	
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
その他のもの	
ビタミンをもととした栄養補助食品	
その他のもの	
しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含むもの	
その他のもの	
その他のもの	
小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの	
しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログ	
	二 三・八 %
	一 二・五 %
X	B 7
X X S	B 10
	R

	<p>その他のもの</p> <p>たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一七・五%</p> <p>X B 5 A</p>
<p>第三類</p> <p>二二一・〇一</p> <p>二二一・〇二</p> <p>二二〇二・一〇</p> <p>二二〇二・九〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>A</p> <p>一三・四%</p> <p>九・六%</p> <p>一三・四%</p> <p>B 7 B 5 B 10</p>

二二〇三・〇〇	その他のもの	九・六%	B 3
二二〇三・〇〇	ビール	A	
二二一・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及 びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルに つき一八二円	B 7
二二〇四・二二	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの ニリットル以下の容器入りにしたもの シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルに つき一一二円	B 5
	その他のもの	一五%（その 率が一リット ルにつき一二 五円の従量税 率より高いと き又は一リッ トルにつき六 七円の従量税 率より低いと きは、それぞ	B 7 *

(53)

二二〇四・二九	その他のもの 一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	率) れ当該従量税 一五% (その 率が一リット ルにつき一二 五円の従量税 率より高いと き又は一リッ トルにつき六 七円の従量税 率より低いと きは、それぞ れ当該従量税 率) B 10 * * (54)
二二〇四・三〇	その他のもの その他のぶどう搾汁 アルコール分が1%未満のもの 砂糖を加えたもの しょ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の10%以下のもの	A

その他のもの	二三% B 5
その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	一九・一% B 5 二五・五% B 5
その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） ニリットル以下の容器入りにしたもの	A 一リットルにつき六九円三〇銭 B 10
その他のもの アルコール分が一%未満のもの	一九・一% B 10
二二〇五・九〇	
二二〇五・一〇	
二二一・〇五	

その他のもの	二二〇六・〇〇 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が％未満のもの	一リットルにつき六九円三〇銭 B 10
その他のもの	清酒及び濁酒 その他のもの	二九・八％ （その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B 15
その他のもの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	X A

<p>二二一・〇七 二二〇七・一〇</p>	<p>その他のもの 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの） その他のもの りんご酒、梨酒及びミード その他のもの エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） その他のもの</p>	<p>一リットルにつき 四二円四 〇銭 B 5</p>	<p>X A</p>	<p>A</p>	<p>X</p>	<p>X</p>
---------------------------	--	---	------------	----------	----------	----------

その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	その他のもの	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	二二〇七・二〇 二二一・〇八
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	二二〇八・二〇 二二〇八・三〇
			ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	二二〇八・四〇 二二〇八・五〇
			ジン及びジュネヴァ	二二〇八・六〇 二二〇八・七〇
			ウオツカ	二二〇八・九〇
			リキュール及びコーディアル	
			その他のもの	
			エチルアルコール及び蒸留酒	
			フルーツブランデー	
			その他のもの	
			エチルアルコール	
			アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
A	X	X	A	A
A	A	A	A	A
A	A	A	A	A

<p>第二三類 二三・〇一</p>	<p>二二〇九・〇〇</p>
<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物 その他のもの その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） その他のもの 合成清酒及び白酒 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）</p>
	<p>七・五% X 率） 当該従量税 低いときは、 従量税率より つき二三円の キログラムに （その率が一 二九・八% B 15</p>
	<p>B 5 X X A X</p>

二二三・〇二	びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	B 10
	一キログラムにつき、五九 円五〇銭に重 量比による乳 糖の含有率が	

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

その他のもの

一〇%を超える
一%ごとに
六円を加えた
額

A

A

A

一キログラム
につき三六円

B
3

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）
その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、
キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファ緑
葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル
その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの
に限る。）

一キログラム
につき、五二
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
五円三〇銭を
加えた額

A A B A A
10

<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二 二四・〇三</p>	
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 二四・〇一 たばこ（製造たばこを除く。）及びびくずたばこ 二四・〇二 葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） 二四・〇三 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及び</p>	<p>その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。） 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>
<p>X A</p>	<p>R R A A</p>

<p>二四〇三・一一 二四〇三・一九 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	<p>エッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） この類の号注1の水パイプたばこ その他のもの その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>		<p>X A A X X</p>
<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。） その他のもの</p>	<p>一キログラム につき五〇銭</p>	<p>A * * B 10 * *</p>

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五・〇四	天然黒鉛
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
二五〇九・〇〇	白亜
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）
二五二二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理を

A A A A A A A A A A A

二五・一四・〇〇	<p>してあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 （正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）</p>	A
二五・一五	<p>大理石、トラバーチン、エューシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け 比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひく ことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあ るかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎり でひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つ てあるかないかを問わない。）</p>	A
二五・一六	<p>花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかな いか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若し くは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）</p>	A
二五・一七	<p>小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通 常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及 びプリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他こ れらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリント を混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は 第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）</p>	A
二五・一八	<p>ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方 形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又</p>	A

二五・一九	は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス 天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)	A
二五・二三	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母(剝離雲母を含む。)及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)及びタルク	A
二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から	A

<p>二五・二九 二五・三〇</p>	<p>分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉍物(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>A A A</p>	
<p>第二六類</p>	<p>鉍石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>	
<p>第二七類</p>	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう</p>	<p>A</p>	
<p>第二八類</p>	<p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p>	<p>A</p>	
<p>第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五</p>	<p>有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導体 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。) 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール</p>	<p>A A A A</p>	

二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）
二九〇五・一二	プロパンノール（プロピルアルコール）及びプロパンノール（イソプロピルアルコール）
二九〇五・一三	ブタンノール（ノルマルブチルアルコール）
二九〇五・一四	その他のブタンノール
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一七	ドデカンノール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンノール（セチルアルコール）及びオクタデカンノール（ステアリルアルコール）
二九〇五・一九	その他のもの
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール
二九〇五・二九	その他のもの
二九〇五・三一	二価アルコール
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパンノール・ニージオール）
二九〇五・三九	その他のもの
二九〇五・四一	その他の多価アルコール
二九〇五・四二	ニエチルニール（ヒドロキシメチル）プロパンノール・ニージオール（トリメチロールプロパン）
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール

A A A A A A A A A A A

二九〇五・四三	マンニトール	
二九〇五・四四	D-グルシトール(ソルビトール)	
二九〇五・四五	グリセリン	
二九〇五・四九	その他のもの	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇五・五一	エトクロルビノール(INN)	A A
二九〇五・五九	その他のもの	
二九〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一	メントール	B 7
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A A
二九〇六・一九	その他のもの	A
	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A
二九〇六・二九	その他のもの	A A
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A A

五・五%

二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九・一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	A

二九・一六	誘導体	
二九・一七	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一八	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 乳酸並びにその塩及びエステル 酒石酸 酒石酸の塩及びエステル くえん酸 くえん酸 くえん酸の塩及びエステル くえん酸カルシウム その他のもの グルコン酸並びにその塩及びエステル クロロベンジレート（ISO）	A A A X X A A A A A A A

二九一八・一九	その他のもの	A
二九一八・二二	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二三	オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二九	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・三〇	その他のもの	A
二九一八・九一	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九一	その他のもの	A
二九一八・九九	二・四・五-T (ISO) (二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル	A A
二九一九	その他のもの	A
二九二〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A A
二九二一	アミン官能化合物	A A

二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	
	その他のもの	
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九二二・二九	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	
	その他のもの	
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
二九二二・三九	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	
	その他のもの	
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	
	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	
A	A A	A A A A A

二九・二二・四二	グルタミン酸及びその塩	
	グルタミン酸ソーダ	
	その他のもの	
二九・二二・四三	アントラニル酸及びその塩	
二九・二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	
二九・二二・四九	その他のもの	
二九・二二・五〇	アミノアルキルフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	
二九・二六	ニトリル官能化合物	
二九・二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	
二九・二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	
二九・三〇	有機硫黄化合物	
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
		六・五%
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	B
		5

二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	A
二九・四一	抗生物質	A

二九四二・〇〇	その他の有機化合物	A		
第三〇類	医療用品	A		
第三一類	肥料	A		
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ	A		
第三三類 三三・〇一	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクアスチレート及びアクアスソリューション</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものに限る。）</p> <p>オレンジのもの</p> <p>レモンのも</p> <p>その他のもの</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものを除く。）</p>	A A A		

三三〇一・二四	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	A
三三〇一・二五	その他のミントのもの	A
	ペパーミント油(メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限り、) 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	A
	その他のもの	A
	その他のもの	A
三三〇一・二九	その他のもの	A
三三〇一・三〇	レジノイド	A
三三〇一・九〇	その他のもの	A
三三〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)並びに香気性物質をもとしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)	A
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	A
三三〇四	美容用、メイキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A
三三〇五	頭髪用の調製品	A
三三〇六	口腔衛生用の調製品(義歯定着用のペースト及び粉を含む。)及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸(デンタルフロス)	A
三三〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製	A
	九%	B
		7

	<p>品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>		A
第三四類	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>		A
第三五類 三五・〇一 三五・〇二	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こ</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体</p>		A A
三五〇三・〇〇	<p>ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンガラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体 <small>こ</small>魚膠及びアイシニングラス その他のもの</p>		A
三五〇四・〇〇	<p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該</p>		X A X

<p>第三九類 三九・〇一</p>	<p>第三八類</p>	<p>第三七類</p>	<p>第三六類</p>	<p>三五・〇七</p>	<p>三五・〇六</p>	<p>三五〇五・二〇</p>	<p>三五〇五・一〇</p>	<p>三五・〇五</p>
<p>プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。）</p>	<p>各種の化学工業生産品</p>	<p>写真用又は映画用の材料</p>	<p>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p>	<p>酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>	<p>調製^{こう}膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び^{こう}膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（^{こう}膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）</p>	<p>酵素^{こう}及 膠着剤 その他のもの</p>	<p>エステル化でん粉その他のでん粉誘導体</p>	<p>当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化^こ済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした^{こう}膠着剤 デキストリンその他の変性でん粉</p>
	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A A</p>		<p>R X Q</p>		<p>A</p>
							<p>(52)</p>	

三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	六・五%（その率が一キログラムにつき 二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7
三九〇一・二〇	その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン	二・八% 六・五%（その率が一キログラムにつき 二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B7 B7
三九〇一・三〇	エチレンー酢酸ビニル共重合体	二・八% （税率）	B7

三九〇一・九〇	その他のもの	二・八%	B 7
三九〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	六・五%（その率が一キログラムにつき二五円六〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 7
三九〇二・一〇	ポリプロピレン		
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	二・八%	B 10
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	二・八%	B 7
三九〇二・九〇	その他のもの	二・八%	B 7
三九〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
	ポリスチレン		
三九〇三・一一	多泡性のもの	三・九%	B 7
三九〇三・一九	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	六・五%	B 7
	その他のもの	二・八%	B 7

三九〇三・二〇	スチレンーアクリロニトリル (SAN) 共重合体	三・一%	B7
三九〇三・三〇	アクリロニトリルーブタジエンスチレン (ABS) 共重合体	三・一%	B7
三九〇三・九〇	その他のもの	三・一%	B7
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体 (一次製品に限る。)		A
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体 (一次製品に限る。)		A
三九・〇六	アクリル重合体 (一次製品に限る。)		A
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル (一次製品に限る。)		A
三九・〇八	ポリアミド (一次製品に限る。)		A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン (一次製品に限る。)		A
三九一〇・〇〇	シリコン (一次製品に限る。)		A
三九・一一	石油樹脂、クマロニーンデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体 (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		A
三九・一三	天然の重合体 (例えば、アルギン酸) 及び変性させた天然の重合体 (例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体) (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		A

三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）
三九・一五	プラスチックのくず
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

A A A A A A A A A A

<p>三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>	<p>A A A A</p>
<p>第四〇類</p>	<p>ゴム及びその製品</p>	<p>A</p>
<p>第四一類 四一・〇一 四一・〇二</p>	<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p>	<p>A</p>

四一〇一・五〇	その他のもの	一二%	B 10
全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	一二%	A B 10
四一〇一・九〇	その他のもの	一二%	A B 10
その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	一二%	A B 10
四一〇二	その他のもの	一二%	A B 10
羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A	A
四一〇三	爬虫類のもの	A	A
四一〇三・二〇	豚のもの	A	A
四一〇三・三〇	なめし過程にないもの	A	A

四一〇三・九〇	その他のもの	六% A B 10 10
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット クロムなめしのもの その他のもの	一二% B A 10 10
四一〇四・一九	その他のもの クロムなめしのもの その他のもの	一二% B A 10 10
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめしのもの その他のもの その他のもの 染色したものと	一二% B A 10 10

四一〇四・四九	<p>染色したものの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>なめしたものの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したものの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三・三%</p> <p>一六%</p> <p>一二%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
四一・〇五	<p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>一二%</p> <p>一六%</p> <p>一二%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>A</p>
四一〇五・一〇 四一〇五・三〇	<p>湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>染色したものの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一六%</p> <p>A</p> <p>B 10</p>
四一・〇六	<p>その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える</p>	<p>A</p>

四一〇六・二二	加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇六・二二	やぎのもの
四一〇六・二二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの
	染色したもの
	その他のもの
	豚のもの
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの
	染色したもの
	その他のもの
四一〇六・四〇	爬虫類 <small>は</small> のもの
	植物性前なめしをしたもの
	その他のもの
	染色したもの
	わに又はとかげのもの
	その他のもの
	その他のもの

	六%	一〇%		六%	八%	六%		一六%
A	B 10	B 10	A	B 10	B 10	B 10	A	B 10

四一〇六・九一 四一〇六・九二	<p>湿润状态（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>染色したもの</p> <p>その他のもの</p>	A B 10
四一・〇七	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>全形の革</p> <p>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p>	A B 10
四一〇七・一一 四一〇七・一二	<p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p>	B 10

四一〇七・一九	<p>染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたものの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（サイドを含む。）</p> <p>フルグレーン（スプリントしてないものに限る。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたものの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリント</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一三・三%	B	10
四一〇七・九一	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたものの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（サイドを含む。）</p> <p>フルグレーン（スプリントしてないものに限る。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたものの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリント</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一六%	B	10
四一〇七・九二	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたものの</p> <p>染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>グレーンスプリント</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一三・三%	B	10
		一六%	B	10
		一二%	B	10
		六%	B	10

四一〇七・九九	<p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>染色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三・三%</p> <p>一六%</p> <p>一二%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
四一一二・〇〇	<p>羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一六%</p> <p>一二%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
四一・一三	<p>その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p>	<p>一六%</p> <p>A B 10</p> <p>B 10</p>
四一一三・一〇	やぎのもの	

四 一 一 三 ・ 九 〇	四 一 一 三 ・ 三 〇	四 一 一 三 ・ 二 〇
<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたものの</p>	<p>爬虫類^はのもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたものの</p> <p>わに革及びとかげ革</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>豚のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたものの</p> <p>その他のもの</p>

六 %	六 %	A	六 %	一 〇 %	六 %	六 %	八 %	六 %	A	一 六 %	六 %
B 10	B 10		B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10		B 10	B 10

<p>四一・一四</p> <p>四一・一五</p> <p>四一・一五・一〇</p> <p>四一・一五・二〇</p>	<p>その他のもの</p> <p>シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	<p>三%</p> <p>六%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>X</p> <p>A</p>
<p>第四二類</p> <p>四二〇一・〇〇</p> <p>四二・〇二</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p> <p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく</p>	<p>五・三%</p>	<p>B 10</p>

四二〇二・一九	<p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいない）</p>	四・一%	B 10
四二〇二・二二	<p>外表面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外表面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外表面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p>	一六%	B 10
四二〇二・二一	<p>は紙で被覆したものに限り。及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器</p> <p>外表面が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	一〇% 一六%	B 10 B 10

四二〇二・三二	〇〇円を超えるものに限る。 その他のもの	一〇%	B 10
四二〇二・三九	その他のもの	一六%	B 10
四二〇二・三九	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・九一	その他のもの	四・一%	B 10
四二〇二・九二	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	一〇%	B 10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八%	B 10
四二〇二・九九	その他のもの	二・七%	B 10
	木製のもの		
	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	三・四%	B 10
	その他のもの	四・六%	B 10
四二〇三・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 衣類		
四二〇三・一〇	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10

四二〇五・〇〇	<p>その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p>機械用その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>腸、ゴールドビーターターススキン、ぼうこう又は臍^{けだ}の製品</p>	<p>一八%</p> <p>三・三%</p> <p>一〇%</p> <p>三・三%</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
<p>第四三類</p> <p>四三・〇一</p> <p>四三〇一・一〇</p> <p>四三〇一・三〇</p> <p>四三〇一・六〇</p> <p>四三〇一・八〇</p> <p>四三〇一・九〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p> <p>ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの</p>	<p>X</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>X</p>

<p>四三・〇二</p> <p>四三・〇三</p> <p>四三〇四・〇〇</p>	<p>ミンクのもの その他のもの</p> <p>なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）</p> <p>衣類、衣類附属品その他の毛皮製品</p> <p>人造毛皮及びその製品</p>	<p>五%</p> <p>B X X A X 10</p>
<p>第四四類</p> <p>四四・〇一</p> <p>四四・〇二</p> <p>四四・〇三</p> <p>四四・〇四</p> <p>四四〇五・〇〇</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭</p> <p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p> <p>木毛及び木粉</p>	<p>A A A A A</p>

四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
四四一二・一〇	竹製のもの 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のもの

A A A A A A

四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	A
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A
四四一五	ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）	A
四四一二・九九	その他のもの	A
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード	A
四四一二・三九	その他のもの	R
四四一二・三二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	R
四四一二・三二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	R
四四一二・三二	が六ミリメートル以下のものに限る。）	R
四四一二・三二	少なくとも一の外面の単板が成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	R
四四一二・三二	その他のもの	R
四四一二・三二	に 限る。）	R

A A A A A A A R R R A R

<p>四四一九・〇〇 四四・二〇 四四・二一</p>	<p>木製の食卓用品及び台所用品 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 その他の木製品</p>	<p>A A A</p>
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>	<p>A</p>
<p>第四六類 四六・〇一 四六〇一・二一 四六〇一・二二 四六〇一・二九</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） 竹製のもの とう製のもの その他のもの いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>六% A B A A 4</p>

第四九類	第四八類	第四七類	<p>四六〇一・九二 四六〇一・九三 四六〇一・九四</p> <p>竹製のもの とう製のもの その他の植物性材料製のもの むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品 (ストリップ状であるかないかを問わない。) その他のもの いぐさ(ユンクス・エフス)製又は七島い(キュペルス・テゲティフォルミス)製のもの その他のもの</p> <p>四六〇一・九九 四六〇一・〇二</p> <p>籠細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品</p> <p>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p>
<p>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p>	<p>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p>		
A	A	A	<p>六%</p> <p>A A A B 4 A A A</p>

第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇	絹及び絹織物 繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの	A	X
五〇〇三・〇〇 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇 五〇〇七	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物	A A A A A R A	
第五一類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A	
第五二類	綿及び綿織物	A	
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A	
第五四類 五四・〇一	品 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問		

五四・〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	A
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	A
五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	A
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	A
五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	A
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	A
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	A
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物	A
五四〇七・三〇	この部の注9の織物	A
五四〇七・四一	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの	A

五四〇七・四二	浸染したもの	
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの	
五四〇七・四四	なせんしたもの	
五四〇七・五一	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステル の長繊維の重量が全重量の八 五％以上のものに限る。）	
五四〇七・五二	漂白してないもの及び漂白したもの	
	浸染したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・二％
	その他のもの	B 7
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみ から成るもの	五・三％ B 7
	その他のもの	六・六％ B 7
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの	A
五四〇七・五四	なせんしたもの	A
五四〇七・六一	その他の織物（ポリエステル の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） テクスチャード加工をしてない ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上 のもの	A A
五四〇七・六九	その他のもの	A
五四〇七・七一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの	A

第五六類	第五五類	<p>五四〇七・七二 五四〇七・七三 五四〇七・七四</p> <p>五四〇七・八一 五四〇七・八二 五四〇七・八三 五四〇七・八四</p> <p>五四〇七・九一 五四〇七・九二 五四〇七・九三 五四〇七・九四 五四・〇八</p>
ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。） なせんしたもの 異なる色の糸から成るもの 浸染したもの 漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物 なせんしたもの 異なる色の糸から成るもの 浸染したもの 漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの 浸染したもの 異なる色の糸から成るもの なせんしたもの 異なる色の糸から成るもの 浸染したもの 漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物 なせんしたもの 異なる色の糸から成るもの 浸染したもの 漂白してないもの及び漂白したもの その他の織物
	A	A A A A A A A A A A A A A A A

五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ		
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		A
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。） 人造繊維の長繊維製のもの		A
五六〇三・一一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの		A
五六〇三・一二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの		A
五六〇三・一三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの		A
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの		A
五六〇三・九一	その他のもの		A
五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの		A
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。） その他のもの	四・三%	A B 7
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・三%	A B 7
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び		A

<p>第五七類 五七・〇一 五七・〇二</p>	<p>五六〇五・〇〇 五六〇六・〇〇 五六・〇七 五六・〇八 五六〇九・〇〇</p>	<p>第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） 金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。） ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びブループウェールヤーン ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。） 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。） じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラ</p>	<p>A A A A A A A</p>
<p>A</p>	<p>A A A A A A A</p>		

五七〇二・一〇	グその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	
五七〇二・二〇	ケレムラグ、シユマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物 ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	
五七〇二・三二	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）	
五七〇二・三九	羊毛製又は織獣毛製のもの	八・一%
	人造繊維材料製のもの	七・九%
	綿製のもの	八・四%
	その他のもの	七・九%
五七〇二・四一	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）	
五七〇二・四二	羊毛製又は織獣毛製のもの	八・一%
	人造繊維材料製のもの	
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	
	その他のもの	七・九%
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	綿製のもの	八・四%
	その他のもの	七・九%
五七〇二・五〇	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）	
	綿製のもの	八・四%

五七〇二・九一	その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの	八・一%	B 7
五七〇二・九二	その他のもの その他のもの	七・九%	B 7
五七〇二・九九	その他のもの （製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 人造繊維材料製のもの その他の紡織用繊維製のもの 綿製のもの	八・四%	B 7
五七〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものではないかを問わない。）	七・九%	B 7
五七〇三・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	七・九%	B 7
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	六・三%	B 7
五七〇三・三〇	自動車用に適する寸法及び形状のもの その他のもの	六・三%	A B 7
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 綿製のもの	六・三%	B 7
		八・四%	B 7

<p>第五八類 五八・〇一</p> <p>五八・〇二</p> <p>五八〇二・一一</p>		<p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 パイル織物及びビシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。） テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフ テッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。） テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。） 漂白してないもの 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維</p>	<p>五七・〇四</p> <p>五七〇四・一〇</p> <p>五七〇四・九〇</p> <p>五七〇五・〇〇</p> <p>その他のもの じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わない ものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） 綿製のもの その他のもの</p> <p>自動車用に適する寸法及び形状のもの その他のもの</p> <p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わない ものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） 綿製のもの その他のもの</p> <p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品に したものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。） タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。） その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>七・九%</p> <p>八・四%</p> <p>七・四%</p> <p>七・四%</p> <p>七・九%</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p>
---	--	---	--	----------	---

五八〇二・一九	<p>若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	三・七％	四・五％	B 4	B 4
五八〇二・二〇	<p>経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）</p>	三・七％	四・五％	A	B 4
五八〇二・三〇	<p>タフテッド織物類</p>	三・七％	四・五％	A	B 7
五八〇三・〇〇	<p>もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）</p>			A	
五八・〇四	<p>チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）</p>			A	
五八〇五・〇〇	<p>ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ポーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）</p>			A	
五八・〇六	<p>細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから</p>			A	

五八・〇七	成る細幅織物類（ボルダック） 紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	A
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	A
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	A
五八一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	A
第五九類 五九・〇一 五九・〇二	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 タイヤコードフアブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	A A

五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに 限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	A
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に 切つてあるかないかを問わない。）	A
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	A
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	A
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇 場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	A
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストープ用、ライター 用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマン トル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませるかないかを問わない。）	A
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補 強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	A
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、 プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属そ の他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	A
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限 る。）	A
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の 材料を塗布し、被覆し又は積層したものうち針布に使用する種類のもの並びにこれ	A

<p>第六〇類 六〇・〇一 六〇〇一・一〇 六〇〇一・二二 六〇〇一・二二</p>	<p>五九一一・二〇 五九一一・三二 五九一一・三二 五九一一・四〇 五九一一・九〇</p>
<p>メリヤス編物及びビクロセ編物 パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ロングパイル編物 ループドパイル編物 綿製のもの 人造繊維製のもの</p>	<p>らに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベ ルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のもを含む。） ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。） エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ 用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに 限る。） 重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの 重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。） その他のもの 綿製のもの その他のもの</p>
<p>七・九% 九・八%</p>	<p>二・八% 四・九%</p>
<p>A B 4 4</p>	<p>B B A A A 4 4</p>

六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	A
六〇〇一・九一	その他のもの	A
六〇〇一・九二	綿製のもの	A
六〇〇一・九九	人造繊維製のもの	A
六〇・〇二	その他の紡織用繊維製のもの	A
六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。）	A
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く。）	A
六〇・〇五	メリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。）	A
六〇〇五・二二	綿製のもの	A
六〇〇五・二二	漂白してないもの及び漂白したもの	A
六〇〇五・二二	浸染したもの	A
六〇〇五・二三	異なる色の糸から成るもの	A
六〇〇五・二四	なせんしたもの	A
六〇〇五・三二	合成繊維製のもの	A
六〇〇五・三二	漂白してないもの及び漂白したもの	B 7

<p>第六一類 六一・〇一</p>	<p>六〇〇五・三二 六〇〇五・三三 六〇〇五・三四 六〇〇五・四一 六〇〇五・四二 六〇〇五・四三 六〇〇五・四四 六〇〇五・九〇 六〇・〇六</p>
<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャ ケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品 （メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除 く。） 綿製のもの 人造繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p>	<p>浸染したもの 異なる色の糸から成るもの なせんしたもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 浸染したもの 異なる色の糸から成るもの なせんしたもの その他のもの その他のメリヤス編物及びクロセ編物</p>
<p>一〇・九% 一〇・九%</p>	<p>A A A A A A A A A A</p>
<p>B 4 B 4</p>	<p></p>

六二・〇二	女子用のオーバークोट、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）		
六二・〇二・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
六二・〇二・二〇	綿製のもの	一〇・九%	B 4
六二・〇二・三〇	人造繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六二・〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
六一・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一・〇三・一〇	スーツ		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4
	羊毛製又は織獣毛製のもの及び合成繊維製のもの	八・四%	B 4
	その他の紡織用繊維製のもの		
	その他のもの		

六一〇三・二二	
六一〇三・二三	
六一〇三・二九	
六一〇三・三一	
六一〇三・三二	
六一〇三・三三	
六一〇三・三九	
六一〇三・四一	
六一〇三・四二	

羊毛製又は織獣毛製のもの及び合成繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 アンサンブル
 綿製のもの
 合成繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 その他のもの
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 その他のもの
 ジャケット及びブレザー
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの
 合成繊維製のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 綿製のもの

一〇・九%	一〇・九%	八・四%	一〇・九%	一〇・九%	八・四%	一〇・九%	八・四%	一〇・九%	一〇・九%	八・四%	一〇・九%
B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4

六二〇三・四三	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六一〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
六一〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） スーツ		
六一〇四・一三	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4
	羊毛製又は織獣毛製のもの及び綿製のもの	八・四%	B 4
	その他のもの		
	羊毛製又は織獣毛製のもの及び綿製のもの	一〇・九%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4
	アンサンブル		
	綿製のもの	一〇・九%	B 4
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
	その他の紡織用繊維製のもの		
六一〇四・二二	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
六一〇四・二三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
六一〇四・二九	その他のもの		

六二〇四・五一	その他のもの	八・四%	B 4
六二〇四・五二	その他のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・五三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・五九	その他のもの	八・四%	B 4
六二〇四・四一	その他のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・四二	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・四三	綿製のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・四四	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・四九	再生繊維又は半合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
	スカート及びキュロットスカート		
	羊毛製又は織獣毛製のもの		
	綿製のもの		
	合成繊維製のもの		
	その他の紡織用繊維製のもの		
六二〇四・三二	その他のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・三三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
	ドレス		
	その他の紡織用繊維製のもの		
	合成繊維製のもの		
	綿製のもの		
	羊毛製又は織獣毛製のもの		
	ジャケット及びブレザー		

六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ		
六二〇四・六二	羊毛製又は織獣毛製のもの		
六二〇四・六三	綿製のもの		
六二〇四・六九	合成繊維製のもの		
六一〇五	その他の紡織用繊維製のもの		
六一〇五・一〇	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇五・二〇	綿製のもの		
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九%	B 4
	その他のもの	七・四%	B 4
	人造繊維製のもの		
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九%	B 4
	その他のもの	七・四%	B 4
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一〇・九%	B 4
	その他のもの	七・四%	B 4
六一〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇六・一〇	綿製のもの		
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		

六一〇六・二〇	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの その他のもの 人造繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六一〇六・九〇	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類する シャツ その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九%	B 4
六一〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	七・四%	B 4
六一〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ	七・四%	B 4
六一〇七・一二	綿製のもの	七・四%	B 4
六一〇七・一九	人造繊維製のもの	七・四%	B 4
六一〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの	七・四%	B 4
六一〇七・二二	ナイトシャツ及びパジャマ	七・四%	B 4
六一〇七・二二	綿製のもの	七・四%	B 4

六二〇七・二二	人造纖維製のもの	七・四%	B 4
六二〇七・二九	その他の紡織用纖維製のもの	七・四%	B 4
六二〇七・九一	その他のもの		
	綿製のもの		
	バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四%	B 4
	その他のもの	七・四%	B 4
六一〇七・九九	その他の紡織用纖維製のもの		
	バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	八・四%	B 4
	その他のもの	七・四%	B 4
六一〇八	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	スリッパ及びペティコート		
六一〇八・一一	人造纖維製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・一九	その他の紡織用纖維製のもの	七・四%	B 4
	ブリーフ及びパンティ		
	綿製のもの		
六一〇八・二二	人造纖維製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・二二	その他の紡織用纖維製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・二九	ナイトドレス及びパジャマ	七・四%	B 4

六一〇八・三一	綿製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・三二	人造繊維製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	七・四%	B 4
六一〇八・九一	綿製のもの	八・四%	B 4
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	七・四%	B 4
	その他のもの		
六一〇八・九二	人造繊維製のもの	八・四%	B 4
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	七・四%	B 4
	その他のもの		
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	七・四%	B 4
	その他のもの		
六一〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇九・一〇	綿製のもの	一〇・九%	B 4
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		
	その他のもの	七・四%	B 4
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九%	B 4
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		

六二・一〇	その他のもの ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 羊毛製のもの カシミヤ毛製のもの その他のもの 綿製のもの	七・四%	B 4
六二一〇・一一		一〇・九%	B 4
六二一〇・一二		一〇・九%	B 4
六二一〇・一九		一〇・九%	B 4
六二一〇・二〇	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの トレーナー その他のもの	一〇・九%	B 4
六二一〇・三〇	人造繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの トレーナー その他のもの 合成繊維製のもの アクリル又はモダクリルのもの アクリルのもの	九・一%	B 4

六二一・九〇	モダクリルのもの その他の合成繊維製のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 綿製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの	一〇・九%	B4
六二一・一一	その他の紡織用繊維製のもの	一〇・九%	B4
六二一・二〇	綿製のもの	一〇・九%	B4
六二一・三〇	合成繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの その他のもの 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの	七・四%	B4
六二一・三〇	その他のもの	一〇・八%	B4
六二一・三〇	手袋、ミトン及びミット	七・四%	B4
六二一・三〇	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	五・三%	B4
六二一・三〇	その他のもの	七・四%	B4
六二一・三〇	その他のもの	六・六%	B4
六二一・三〇	その他のもの	一〇・七%	B4
六二一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	五・三%	B4
六二一・三〇	手袋、ミトン及びミット	七・四%	B4
六二一・三〇	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	五・三%	B4
六二一・三〇	その他のもの	七・四%	B4
六二一・三〇	その他のもの	五・三%	B4

六二・一二	その他のもの	一〇・九%	B 4
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4
	羊毛製又は織獣毛製のもの	八・四%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4
	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一〇・九%	B 4
	トラックスーツ	一〇・九%	B 4
	綿製のもの	一〇・九%	B 4
六一・二二・一一	合成繊維製のもの	八・四%	B 4
六一・二二・一二	その他の紡織用繊維製のもの	八・四%	B 4
六一・二二・一九	スキースーツ	八・四%	B 4
六一・二二・二〇	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一〇・九%	B 4
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4
	合成繊維製のもの	一〇・九%	B 4
	その他のもの	八・四%	B 4

六二・一五	パニティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一五・一〇	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング） パニティストッキング及びタイツ その他のもの 綿製のもの 合成繊維製のもの
	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。） その他のもの
	羊毛製又は織獣毛製のもの その他の紡織用繊維製のもの
	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。） その他のもの
六一一五・二二	その他のパニティストッキング及びタイツ
六一一五・二二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
六一一五・二九	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）
六一一五・三〇	その他の紡織用繊維製のもの その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）

	七・四%	七・四%	七・四%	五・三%	五・三%	六・六%	七・九%	七・四%	七・四%
A	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4

<p>六二〇一・一一</p>	<p>第六二類 六二・〇一</p>	<p>その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの 綿製のもの 合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ショール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、ベールその他これらに類する製品 その他の附属品 部分品</p>	<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品 （第六二・〇三項のものを除く。） オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロックその他これらに類する製品 羊毛製又は織獣毛製のもの</p>	<p>八・四％ A A A A B B B B</p>	<p>B 4 B 4 B 4 B 4</p>
----------------	-----------------------	---	--	---------------------------------	------------------------

六二〇一・九三	六二〇一・九二	六二〇一・九一	六二〇一・一九	六二〇一・一三	六二〇一・一二
毛皮付きのもの	毛皮付きのもの	羊毛製又は織獣毛製のもの	その他のもの	その他のもの	綿製のもの
人造繊維製のもの	その他のもの	毛皮付きのもの	その他のもの	毛皮付きのもの	毛皮付きのもの
毛皮付きのもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
毛皮付きのもの	毛皮付きのもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
毛皮付きのもの	毛皮付きのもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
毛皮付きのもの	毛皮付きのもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

一二・八%	九・一%										
B 4											

六二〇一・九九	その他のもの	九・一%	B 4
六二〇二	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八% 九・一%	B 4 B 4
六二〇二・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八% 九・一%	B 4 B 4
六二〇二・一二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八% 九・一%	B 4 B 4
六二〇二・一三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八% 九・一%	B 4 B 4
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの	一二・八%	B 4

六二〇二・九一	その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの	九・一%	B 4
六二〇二・九二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八%	B 4
六二〇二・九三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八%	B 4
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一%	B 4
六二〇三・一一	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びビショーツ（水着を除く。） スーツ 羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八%	B 7
		九・一%	B 7

六二〇三・一二	合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇三・二二	アンサンブル 綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇三・二三	合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの ジャケット及びブレザー
六二〇三・三一	羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの

九・一%	一二・八%	九・一%	九・一%	九・一%	九・一%	九・一%
B 7	B 7	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
B 7						

六二〇三・四九	六二〇三・四二	六二〇三・四一	六二〇三・三九	六二〇三・三三	六二〇三・三二
---------	---------	---------	---------	---------	---------

綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 その他の繊維用繊維製のもの

ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシヨーツ
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 その他の繊維用繊維製のもの

九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一二・八%	九・一%	一二・八%	九・一%	一二・八%
B 7											

六二〇四・二二	羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの	一〇%	B 4
六二〇四・一九	アンサンブル 羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一% 一〇%	B 4 B 4
六二〇四・一三	合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一% 一〇%	B 4 B 4
六二〇四・一二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一% 一〇%	B 4 B 4
六二〇四・一一	羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一二・八% 九・一%	B 4 B 4
六二・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びビショーツ（水着を除く。） スーツ 毛皮付きのもの その他のもの	九・一% 一〇%	B 7 B 7

六二〇四・三三	六二〇四・三二	六二〇四・三一	六二〇四・二九	六二〇四・二三	六二〇四・二二
---------	---------	---------	---------	---------	---------

その他のもの
 綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 その他のもの
 その他の繊維用繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 その他のもの
 ジャケット及びブレザー
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの

九・一%	一二・八%	九・一%	一二・八%	九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一〇%
B 4									

六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇四・四一	ドレス 羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇四・四二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇四・四三	合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの スカート及びキュロットスカート

九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一〇%	九・一%	一二・八%
B 4									

六二〇四・五二	六二〇四・五三	六二〇四・五九	六二〇四・六一	六二〇四・六二	六二〇四・六三
---------	---------	---------	---------	---------	---------

羊毛製又は織獣毛製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 その他の紡織用繊維製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 スポン、胸当てスポン、半スポン及びビショーツ
 羊毛製又は織獣毛製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 綿製のもの
 毛皮付きのもの
 その他のもの
 合成繊維製のもの

九・一〇%	九・一〇%	九・一〇%	九・一〇%	九・一〇%	九・一〇%
B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4

六二〇四・六九	毛皮付きのもの その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一〇%	B 4	B 4
六二・〇五	男子用のシャツ	九・一〇%	B 4	B 4
六二〇五・二〇	綿製のもの	七・四%	B 4	B 4
六二〇五・三〇	人造繊維製のもの	七・四%	B 4	B 4
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの	七・四%	B 4	B 4
六二・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びびシャツブラウス	九%	B 4	B 4
六二〇六・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一〇%	B 4	B 4
六二〇六・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	一〇%	B 4	B 4
	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ その他のもの	九%	B 4	B 4

六二〇六・三〇	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ その他のもの	九・一% 七・四%	B4 B4
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ その他のもの	九・一% 七・四%	B4 B4
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	その他の紡織用繊維製のもの	一〇%	B4
六二〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイト シャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 パンツ、ズボン下及びブリーフ	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイト シャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 パンツ、ズボン下及びブリーフ	九・一% 七・四%	B4 B4

六二〇七・一一	綿製のもの	七・四%	B	4
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B	4
	ナイトシャツ及びパジャマ			
六二〇七・二一	綿製のもの	七・四%	B	4
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	七・四%	B	4
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	九%	B	4
	その他のもの			
六二〇七・九一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B	4
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着	七・四%	B	4
	その他のもの	九・一%	B	4
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	一〇%	B	4
	その他のもの			
	シングレットその他これに類する肌着	七・四%	B	4
	人造繊維製のもの	九%	B	4
	その他のもの			
	人造繊維製のもの	九・一%	B	4

六二〇八・〇八	その他のもの	一〇%	B 4
六二〇八・一一	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	七・四%	B 4
六二〇八・一九	スリッパ及びペティコート	九%	B 4
六二〇八・二一	人造繊維製のもの	七・四%	B 4
六二〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの	七・四%	B 4
六二〇八・二九	綿製のもの	九%	B 4
六二〇八・九一	その他のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B 4
	その他のもの		
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	七・四%	B 4
	その他のもの	九・一%	B 4
六二〇八・九二	人造繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一〇%	B 4
	その他のもの		

六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	七・四% 九・一% 一〇%	B B B
六二〇九・二〇	乳児用の衣類及び衣類附属品 綿製のもの 手袋、ミトン及びニット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの 毛皮付きのもの その他のもの 附属品 その他のもの	一〇% 九% 六・五% 一〇% 七・四% 九・一% 六・五%	B B B B B B B
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの 手袋、ミトン及びニット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの	六・五%	B 4

六二〇九・九〇	<p>毛皮付きのもの その他のもの 附属品 その他のもの</p> <p>その他の紡織用繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの 毛皮付きのもの その他のもの 附属品 その他のもの</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの</p>	九・一%	七・四%	七・四%	一〇%	六・五%	九・一%	七・四%	一〇%
六二〇九・九〇		B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4	B 4
六二・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）								
六二二〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの 毛皮付きのもの その他のもの	九・一%	一〇%						
六二二〇・一〇		B 4	B 4						
六二二〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類の								

六二二〇・三〇	ものに限る。 毛皮付きのもの その他のもの	九・一〇 %	B 4	B 4
六二二〇・四〇	その他の衣類（第六二〇二・一 号から第六二〇二・一九号ま でのものと同一种類のものに 限る。） 毛皮付きのもの その他のもの	九・一〇 %	B 4	B 4
六二二〇・五〇	その他の男子用の衣類 毛皮付きのもの その他のもの その他の女子用の衣類 毛皮付きのもの その他のもの	九・一〇 %	B 4	B 4
六二二・一一	トラックスーツ、スキースーツ 及び水着並びにその他の衣類 水着	九・一〇 %	B 4	B 4
六二二一・一一	男子用のもの	九・一 %	B 4	B 4
六二二一・一二	女子用のもの	九・一 %	B 4	B 4
六二二一・二〇	スキースーツ 毛皮付きのもの その他のもの	九・一 %	B 4	B 4
		九・一 %	B 4	B 4

六二二一・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六二二一・四三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二二一・四二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二二一・三九	その他の女子用の衣類 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの
六二二一・三三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの
六二二一・三二	その他の男子用の衣類 綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの

九・一%							
一二・八%							
B 4							

<p>第六三類 六三・〇一 六三・〇一・一〇 六三・〇一・二〇</p>	<p>紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ毛布及び膝掛け 電気毛布 膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）</p>	<p>五・三% B 4 A</p>	
<p>六二・一二 六二・一三 六二・一四 六二・一五 六二・一六・〇〇 六二・一七 六二・一七・一〇 六二・一七・九〇</p>	<p>毛皮付きのもの その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの その他のもの ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。） ハンカチ ショール、スカーフ、マフラー、マントイレーラ、ベールその他これらに類する製品 ネクタイ 手袋、ミトン及びミット その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。） 附属品 部分品</p>	<p>九% B 4 A A A A A A</p> <p>一〇% 九・一% 一〇% B 4 B 4 B 4</p>	

<p>六三〇九・〇〇 六三・一〇</p>	<p>中古の衣類その他の物品 ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限り。）（繊維用のものに限り。）</p>	<p>A A</p>
<p>第六四類 六四・〇一 六四〇一・一〇 六四〇一・九二 六四〇一・九九 六四・〇二</p>	<p>履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限りとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） 履物（保護用の金属製トーチカップを有するものに限り。） スキー靴 その他のもの その他の履物 くるぶしを覆うもの（膝を覆うものを除く。） スキー靴 その他のもの その他のもの 膝を覆うもの その他のもの その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限り。） スポーツ用の履物</p>	<p>六・七％ 六・七％ 六・七％ 六・七％ 八％</p> <p>B X B X B B B</p> <p>10 10 10</p>

六四〇三・四〇	室内用履物 その他のもの その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの	二一・六％ 二四％	B B	X B	10 10
六四〇三・五一	室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二四％	B	X	10
六四〇三・五九	スリッパ その他のもの スリッパその他の室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二一・六％	B	X	10
	その他の履物	二一・六％	B	X	10

六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの		
本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）	二一・六%	B	X
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
その他のもの			
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
その他のもの			
その他のもの			
本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	二四%	B	X
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
その他のもの			
その他のもの			
スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
その他のもの			
履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	二四%	B	X
履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B	10
六四〇四・一一			
六四・〇四			

六四〇四・一九

その他のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

地下たび及びキャンバスシューズ

その他のもの

六四〇四・二〇

履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ

らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）

キャンバスシューズ

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他

これらに類する用途に供する履物を除く。）

その他のもの

その他のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ

れらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

二四％
B 10

X

六・七％
B 10

八％
B 10

X

二四％
B 10

X

一七・三％
B 10

X

二四％
B 10

六四・〇五 六四〇五・一〇	その他の履物 その他のもの 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの	六・七%	B 10	六四〇五・二〇 六四〇五・九〇	甲が紡織用繊維製のもの その他のもの 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） 甲が部分的に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの 本底が革製のもの	三・四% 三・四% 八% 二四%	B 10 B 10 B 10 X B 10
------------------	---	------	---------	--------------------	---	---------------------------	---

第六六類	第六五類	<p>六四・〇六</p> <p>六四〇六・一〇</p> <p>六四〇六・二〇</p> <p>六四〇六・九〇</p>
傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品	<p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品</p> <p>甲及びその部分品（芯を除く。）</p> <p>革製のもの及び毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>革製のもの及び毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p>
A	A	<p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>三・四%</p> <p>八%</p> <p>二四%</p> <p>B 10 X B 10 B 10 X B 10</p>

第七〇類	第七〇・〇一・〇〇 第七〇・〇二 第七〇・〇三 第七〇・〇四 第七〇・〇五 七〇〇六・〇〇	ガラス及びその製品 ガラスのくず及び塊 ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロファイアを除く。）、棒及び管（加工していないものに限る。） 鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。） 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	第六九類	第六八類	第六七類
			陶磁製品	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
A	A	A	A	A	A

七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A
七〇〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステン	A

<p>第七一類</p> <p>七〇・一七</p> <p>七〇・一八</p>	<p>ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス</p> <p>理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨</p> <p>ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）</p> <p>その他のガラス製品</p>	<p>六・六%</p> <p>八%</p>	<p>A A A B 10</p> <p>A B 10</p> <p>A A</p>
<p>第七一類</p> <p>七〇・一九</p> <p>七〇二〇・〇〇</p>	<p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のた</p>		
<p>第七一類</p> <p>七〇・一七</p> <p>七〇・一八</p>	<p>ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス</p> <p>理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨</p> <p>ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）</p> <p>その他のガラス製品</p>	<p>六・六%</p> <p>八%</p>	<p>A A A B 10</p> <p>A B 10</p> <p>A A</p>

七二・〇二	めに一時的に糸に通したものを含む。)	A
七二・〇三	ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。) 貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石(ダイヤモンドを除く。))又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	A A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	A A
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A A
七一・〇六	銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A A
七一・〇七・〇〇	銀を貼った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A A
七一・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A A
七一・〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A A
七一・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A A
七一・一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A A
七一・一二	金属のくず(貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。))及び主として貴金属の回収に使	A

第七二類 七二・〇一	<p>七二・一三 七二・一三・二一 七二・一三・一九</p>	<p>鉄鋼 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）</p>	<p>用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。） 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。） 貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。） 銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。） その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。） 白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。） その他のもの 貴金属を貼った卑金属製のもの 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。） その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。） 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 身辺用模造細貨類 貨幣</p>	A	<p>五・二％ B 10</p> <p>五・四％ B 10</p> <p>五・四％ B 10</p>	A	A
---------------	--	---	--	---	--	---	---

七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	A
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	A
七二・〇五	銑鉄、スปีゲル又は鉄鋼の粒及び粉	A
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	A
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	A
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	A
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	A
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	A
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	A
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	A

第七四類 七四〇一・〇〇	第七三類	<p>七二・一六 鉄又は非合金鋼の形鋼</p> <p>七二・一七 鉄又は非合金鋼の線</p> <p>七二・一八 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品</p> <p>七二・一九 ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>七二・二〇 ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>七二・二一・〇〇 ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）</p> <p>七二・二二 ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼</p> <p>七二・二三・〇〇 ステンレス鋼の線</p> <p>七二・二四 その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品</p> <p>七二・二五 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>七二・二六 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>七二・二七 その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）</p> <p>七二・二八 その他の合金鋼その他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒</p> <p>七二・二九 その他の合金鋼の線</p>	銅及びその製品 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	鉄鋼製品		A	A	A A A A A A A A A A A A A A A			
-----------------	------	--	---------------------------------	------	--	---	---	-------------------------------	--	--	--

七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	A
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	
精製銅	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	B 5
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバー	B 3
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
(その率が三		

七四〇三・一三

ビレット

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

七四〇三・一九

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）

その他のもの

％の従価税率
より高いとき
は、当該従価
税率）

A

一キログラム
につき、課税
価格と五〇〇
円との差額

B
3

（その率が三
％の従価税率
より高いとき
は、当該従価
税率）

A

一キログラム

A
B
3

七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るも	
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	
七四・〇八	銅の線	
七四・〇七	銅の棒及び形材	
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	
七四〇四・〇〇	銅のくず	
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）	
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）	
七四〇三・二二	銅合金	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	
	につき、課税 価格と五〇〇 円との差額 （その率が三 %の従価税率 より高いとき は、当該従価 税率）	A
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		A
		A

七四・一九	七四・一八	七四・一五	七四・一三・〇〇	七四・一二	七四・一一・二九	七四・一一・二二	七四・一一・二二	七四・一一・一〇	七四・一一
その他の銅製品	生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	銅製の管継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製のより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	銅製の管継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製の管継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製の管継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製の管 精製銅のもの 銅合金のもの
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
								三%	B 4

第七五類	ニッケル及びその製品	七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	七五〇一・一〇	ニッケルのマット	七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）	一一・七% （その率が一 キログラムに つき四四円の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）	A
七五・〇二 七五〇二・一〇	<p>その他のもの</p> <p>酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ニッケルの塊</p> <p>ニッケル（合金を除く。）</p>	一一・七% （その率が一 キログラムに	B 7	A	三% B 7	一一・七% （その率が一 キログラムに つき四四円の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）	B 7			

七五・〇八	その他のニッケル製品		A
第七六類	アルミニウム及びその製品		A
第七八類 七八・〇一 七八〇一・一〇	鉛及びその製品 鉛の塊 精製鉛 課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額（その率が一キログラムにつき二円七〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 7
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの		A

<p>七八〇一・九一 七八〇一・九九 七八〇二・〇〇 七八〇四 七八〇六・〇〇</p>	<p>含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの その他のもの 鉛のくず 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク その他の鉛製品</p>		<p>A A A A A</p>
<p>第七九類 七九・〇一 七九〇一・一一</p>	<p>亜鉛及びその製品 亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの</p>	<p>一キログラム につき、課税 価格と二五〇 円との差額 （その率が一 キログラムに つき四円三〇 銭の従量税率 より高いとき は、当該従量</p>	<p>B 10</p>

七九〇一・一二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	税率) A	
七九〇一・二〇	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	税率) A	
七九〇二・〇〇			亜鉛合金
七九〇三			亜鉛のくず
七九〇四・〇〇			亜鉛のダスト、粉及びフレーク
七九〇五・〇〇			亜鉛の棒、形材及び線
七九〇五・〇〇			亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく
	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額 (その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)	B 10	
A A A A A A			

第七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品							A
第八〇類	すず及びその製品							A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品							A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品							A
第八三類	各種の卑金属製品							A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品							A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品							A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）							A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品							A

第九一類	第九〇類	第八九類	第八八類
<p>時計及びその部分品</p> <p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）</p> <p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）</p> <p>時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）</p> <p>計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）</p> <p>その他の時計（携帯用時計を除く。）</p> <p>時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）</p> <p>タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）</p>	<p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>船舶及び浮き構造物</p>	<p>航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品</p>
九一・〇一	九一・〇二	九一・〇三	九一・〇四・〇〇
九一・〇五	九一・〇六	九一・〇七・〇〇	
A	A	A	A

九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）		
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント		
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品		
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品		
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの		
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）		
九一・一三・九〇	その他のもの		
	革製又はコンポジションレザ製のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの		
	その他のもの		
		一〇%	A
		一〇%	B 10
		一六%	B 10
			A A A A A A A A

九一・一四	その他の時計の部分品	A	
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品	A	
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第九四類 九四・〇一 九四〇一・一〇 九四〇一・二〇 九四〇一・三〇 九四〇一・四〇 九四〇一・五一 九四〇一・五九	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p> <p>自動車に使用する種類の腰掛け</p> <p>回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</p> <p>とう、オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</p> <p>竹製又はとう製のもの</p> <p>その他のもの</p>	A A A A A A	

九四・〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	
九四・〇一・六九	アップホルスターのもの	A
	その他のもの	A
九四・〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	
九四・〇一・七九	アップホルスターのもの	A
九四・〇一・八〇	その他のもの	A
九四・〇一・九〇	その他の腰掛け	A
	部分品	
	革製のもの	
	その他のもの	
九四・〇二	医療用又は獣医用の備用品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するた めの機構を有するもの並びにこれらの部分品	A
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかな いかを問わない。）及びマットレスサポート	A A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの とし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ	A
	三・八%	B 10

九四〇六・〇〇	ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） プレハブ建築物	A A	
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第九六類 九六・〇一	雑品 アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A	
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A	
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラー・スクイージーを除く。）	A A	

九六〇四・〇〇	手ふるい		
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）		
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	A	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（イ	A	A
			六・六% B 10

九六・一三	シキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。） たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	A
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの	A
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。） 紙製、セルロースウオッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウオッディング製のもの 綿製のもの	A
	衣類（第五九・〇六項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限	A

第九七類	
美術品、収集品及びこつとう	る。) その他のもの その他のもの
	三・九% 六・五% 五・六%
A	B 4 B 4 B 4